



第3次藤岡市障害者計画

(お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現)

(平成29年度から平成33年度)



平成29年3月

藤 岡 市



本市では、平成19年3月に「藤岡市障害者計画」を策定して以降、5年ごとに計画を策定し、障害のある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを目指して総合的な障害者施策を推進してまいりました。



この間、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法などが施行され、国においてもさまざまな法改正や制度改正が行われ、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうしたことを踏まえ、平成29年度から平成33年度までを新たな期間とする「第3次藤岡市障害者計画」を策定いたしました。

本計画は、第1・第2次計画を継承し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できる社会の実現を目指す内容としました。各施策の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました障害者団体関係者をはじめ多くの市民の皆様、また、ご審議いただきました藤岡市障害者福祉事業推進委員会委員の皆様に対し、心からの感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

藤岡市長 新井 利明

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け・他計画との関係	2
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 他計画との関係	
	(3) 計画策定体制	
3	計画の期間	3
4	障害のある人の定義	3

第2章 障害のある人の現状と課題

1	障害のある人の現状	4
	(1) 身体障害	
	(2) 知的障害	
	(3) 精神障害	
2	障害福祉サービスの利用状況	8
	(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス	
	(2) 児童福祉法による障害児通所サービス	
	(3) 障害者福祉事業	
3	障害に係るニーズ	14
	(1) 調査の目的	
	(2) 調査対象者	
	(3) 調査の方法	
	(4) 調査期間	
	(5) 回収結果	
4	総合課題	27
	(1) 障害の発生予防対策の充実に向けて	
	(2) 障害に対する理解促進対策に向けて	
	(3) 障害福祉サービスの充実に向けて	
	(4) 就労支援の充実に向けて	

- (5) 療育と教育の充実に向けて
- (6) 災害時における避難支援体制の構築に向けて

第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	30
2	基本目標	30
	(1) お互いの理解の促進、共生社会の実現	
	(2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援	
	(3) 安全で安心できる地域づくり	
3	施策の体系	31
	(1) 共生社会の実現	
	(2) 生活支援サービスの充実	
	(3) 保健・医療体制の充実	
	(4) 雇用の拡大、就労の促進	
	(5) 教育・文化芸術・スポーツの充実	
	(6) 意思疎通環境の充実	
	(7) 安全・安心なまちづくりの推進	

第4章 分野別計画

1	共生社会の実現	34
	(1) お互いの理解の促進	
	(2) 差別の解消	
	(3) 権利擁護、虐待の防止	
2	生活支援サービスの充実	37
	(1) 総合的な相談支援体制の整備	
	(2) 障害福祉サービスの充実	
	(3) 生活の安定と充実のための施策の推進	
	(4) 精神障害のある人の地域移行の推進	
	(5) 障害のある子どもへの療育支援	
	(6) 発達障害のある人への支援	

3	保健・医療体制の充実	48
	(1) 保健事業の充実	
	(2) 医療・リハビリテーションの充実	
	(3) 精神保健・医療体制の充実	
4	雇用の拡大、就労の促進	52
	(1) 雇用の拡大と職場への定着支援	
	(2) 福祉施設からの就労と工賃向上	
5	教育・文化芸術・スポーツの充実	55
	(1) 学校教育の充実	
	(2) 文化芸術活動への参加支援	
	(3) 障害者スポーツの振興	
6	意思疎通環境の充実	58
	(1) 情報提供	
	(2) 意思疎通支援の充実	
7	安全・安心なまちづくりの推進	60
	(1) 福祉のまちづくり推進	
	(2) 防災対策の推進	
	(3) 防犯対策への配慮	
	(4) 交通・移動対策の推進	

第5章 計画推進のために

1	実施計画	64
2	連携・協力の確保	64
3	地域福祉推進基盤の確立	64
4	担い手の確保と養成	64
5	計画の評価・管理	64

資料編

資料1	藤岡市障害者福祉事業推進委員会設置規程	66
資料2	藤岡市障害者計画策定庁内検討会議設置要綱	69

資料3 計画の策定経緯 72

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいて策定する障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。本市は、平成19年3月に藤岡市障害者計画、平成24年3月に第2次藤岡市障害者計画を策定し、「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」を基本目標に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加し活動することができる「完全参加と平等」の社会づくりを目指し障害者施策の推進に取り組んできました。

国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、その締結に向け、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^(※1)」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^(※2)」の施行、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^(※3)」の制定を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

一方、群馬県では、平成27年3月に「バリアフリーぐんま障害者プラン6（群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画）」を策定し、社会にあるさまざまなバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

本市においては、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会を実現するため、現行の第2次藤岡市障害者計画の基本目標を引き継ぐとともに、障害者施策を切れ目なく総合的に推進するため第3次藤岡市障害者計画を策定するものです。

(※1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 以降、障害者総合支援法と表記する。

(※2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 以降、障害者虐待防止法と表記する。

(※3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 以降、障害者差別解消法と表記する。

2 計画の位置付け・他計画との関係

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、第4次藤岡市総合計画を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

また、計画の趣旨は第5次藤岡市総合計画にも引き継がれていきます。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の上位計画である第4次藤岡市総合計画や個別計画である藤岡市地域福祉計画ほか、他の障害に関するまちづくり関連の個別計画と連携・調和を保ちながら、障害福祉を推進するための基本的な目標や基本原則、施策の方向を定めるものです。

(3) 計画策定体制

障害者基本法第11条第6項の規定に基づき、幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体代表者、社会福祉協議会役員や民生委員児童委員協議会代表者などからなる「藤岡市障害者福祉事業推進委員会」により計画内容の審議を行いました。

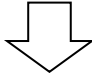
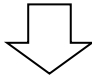
また、計画の円滑な策定に向け、庁内関係部門の代表者からなる「藤岡市障害者計画策定庁内検討会議」を設置し、計画内容の検討を行いました。

さらに、市民及び障害のある人に対して実態調査を実施するとともに、藤岡市障害者自立支援協議会とも協議を行い、意見の反映に努めました。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

【藤岡市障害者計画の推移】

- 藤岡市障害者計画（平成19年度から平成23年度）
- 
- 第2次藤岡市障害者計画（平成24年度から平成28年度）
- 
- 第3次藤岡市障害者計画（平成29年度から平成33年度）

4 障害のある人の定義

この計画における「障害のある人」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

ただし、具体的な事業の対象となる障害のある人の範囲は、個々の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

第2章 障害のある人の現状と課題

第2章 障害のある人の現状と課題

1 障害のある人の現状

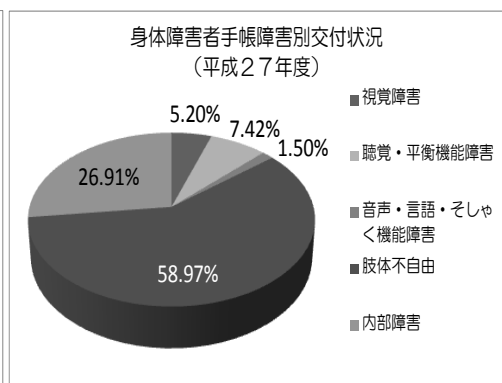
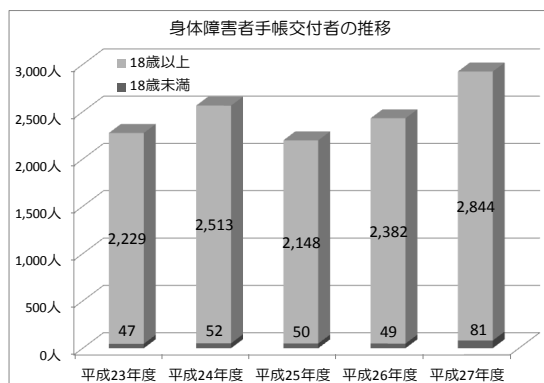
(1) 身体障害

①身体障害者手帳の交付状況

平成27年度末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は2,925人です。総人口67,001人に対する比率は4.37%となっています。

平成27年度末現在の障害の種別では、「肢体不自由」が58.97%と過半数を占め最も多く、次いで「内部障害」が26.91%、「聴覚・平衡機能障害」が7.42%、「視覚障害」が5.20%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が1.50%となっています。また、人口に占める身体障害者手帳交付者の割合は、平成23年度と比較すると1.05ポイント上昇しています。

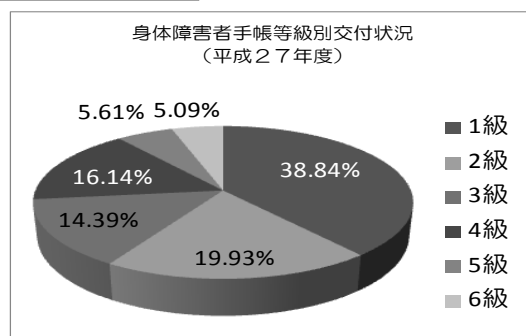
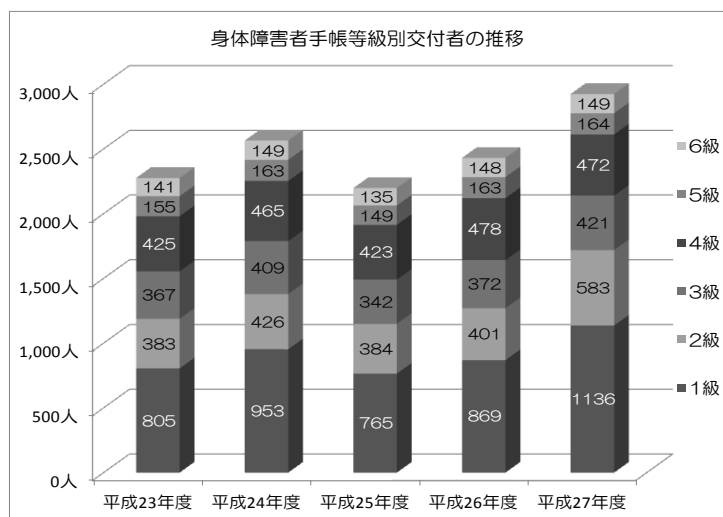
	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
視覚障害	5人	175人	6人	192人	2人	169人	0人	168人	0人	152人
	7.69%	7.48%	7.69%	7.69%	0人	168人	69.1%	0人	152人	5.20%
聴覚・平衡機能障害	9人	214人	9人	231人	9人	203人	10人	231人	10人	217人
	9.40%	9.01%	9.23%	9.50%	10人	221人	9.50%	10人	207人	7.42%
音声・言語・そしゃく機能障害	0人	26人	0人	30人	0人	25人	1人	28人	0人	44人
	1.14%	1.14%	1.17%	1.14%	1.14%	27人	1.15%	44人	1.50%	
肢体不自由	24人	1,144人	26人	1,267人	32人	1,140人	32人	1,227人	66人	1,725人
	50.27%	49.40%	51.87%	50.48%	58.97%					
内部障害	9人	717人	11人	845人	7人	661人	6人	777人	5人	787人
	31.50%	32.94%	30.07%	31.96%	26.91%					
合計 (A)	47人	2,276人	52人	2,565人	50人	2,198人	49人	2,431人	81人	2,925人
	100%	100%	100%	100%	100%					
総人口 (B)	68,616人		68,506人		68,194人		67,596人		67,001人	
人口に占める割合 (A/B)	33.2%		37.4%		32.2%		3.60%		4.37%	



②身体障害者手帳の等級別交付状況

身体障害者手帳の等級別交付状況は、各年度とも重度者（1級及び2級）が半数を占めるとともに、特に1級の障害のある人が増加しています。

		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
1級	18歳未満	16人	805人	35.37%	17人	953人	37.15%	23人	765人	34.81%	23人	869人	35.75%	43人	1,136人	38.84%
	18歳以上	789人			936人			742人			846人			1,093人		
2級	18歳未満	17人	383人	16.83%	19人	426人	16.61%	16人	384人	17.47%	12人	401人	16.49%	15人	583人	19.93%
	18歳以上	366人			407人			368人			389人					
3級	18歳未満	9人	367人	16.12%	11人	409人	15.95%	8人	342人	15.56%	8人	372人	15.30%	15人	421人	14.39%
	18歳以上	358人			398人			334人			364人					
4級	18歳未満	3人	425人	18.67%	3人	465人	18.13%	3人	423人	19.24%	4人	478人	19.66%	4人	472人	16.14%
	18歳以上	422人			462人			420人			474人			468人		
5級	18歳未満	0人	155人	6.81%	0人	163人	6.35%	0人	149人	6.78%	1人	163人	6.71%	3人	164人	5.61%
	18歳以上	155人			163人			149人			162人			161人		
6級	18歳未満	2人	141人	6.20%	2人	149人	5.81%	0人	135人	6.14%	1人	148人	6.09%	1人	149人	5.09%
	18歳以上	139人			147人			135人			147人			148人		
合計	18歳未満	47人	2,276人	100%	52人	2,565人	100%	50人	2,198人	100%	49人	2,431人	100%	81人	2,925人	100%
	18歳以上	2,229人			2,513人			2,148人			2,382人			2,844人		
重度障害者 (1・2級)	18歳未満	33人	1,188人	52.20%	36人	1,379人	53.76%	39人	1,149人	52.27%	35人	1,270人	52.24%	58人	1,719人	58.77%
	18歳以上	1,155人			1,343人			1,110人			1,235人			1,661人		



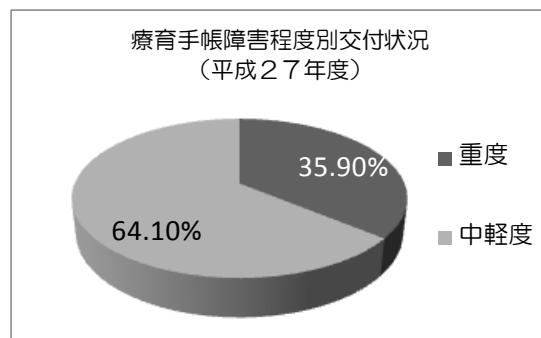
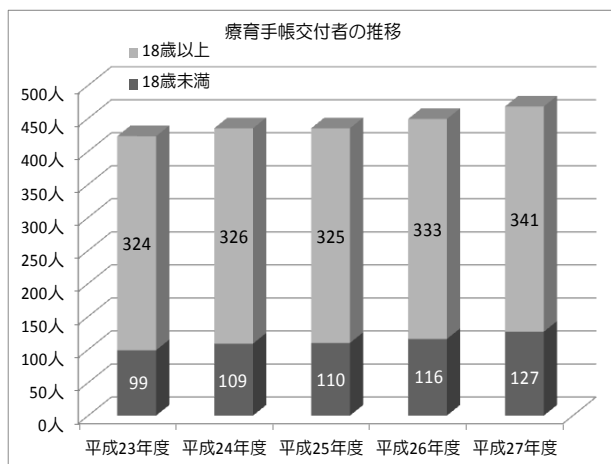
(2) 知的障害

①療育手帳の交付状況

療育手帳の交付状況の推移をみますと、平成23年度末現在423人から増加傾向にあり、平成27年度末現在468人となっており、総人口67,001人に対する比率は0.70%となっています。

障害程度別では、重度が35.90%、中軽度が64.10%となっています。また、人口に占める療育手帳交付者の割合は、平成23年度と比較すると0.08ポイント上昇しています。

		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
重度	18歳未満	38人	156人	36.88%	37人	160人	36.78%	39人	160人	36.78%	38人	162人	36.08%	41人	168人	35.90%
	18歳以上	118人			123人			121人			124人			127人		
中軽度	18歳未満	61人	267人	63.12%	72人	275人	63.22%	71人	275人	63.22%	78人	287人	63.92%	86人	300人	64.10%
	18歳以上	206人			203人			204人			209人			214人		
合計 (A)		99人	423人	100%	109人	435人	100%	110人	435人	100%	116人	449人	100%	127人	468人	100%
総人口 (B)		68,616人			68,506人			68,194人			67,596人			67,001人		
人口に占める割合 (A/B)		0.62%			0.63%			0.64%			0.66%			0.70%		



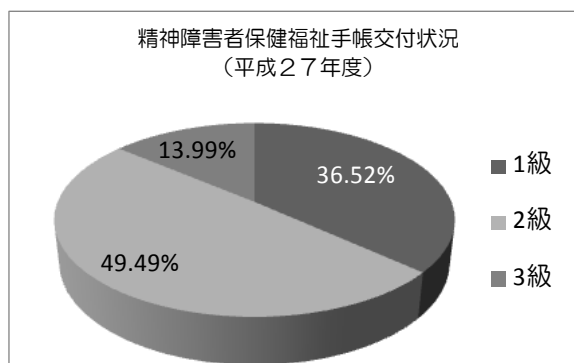
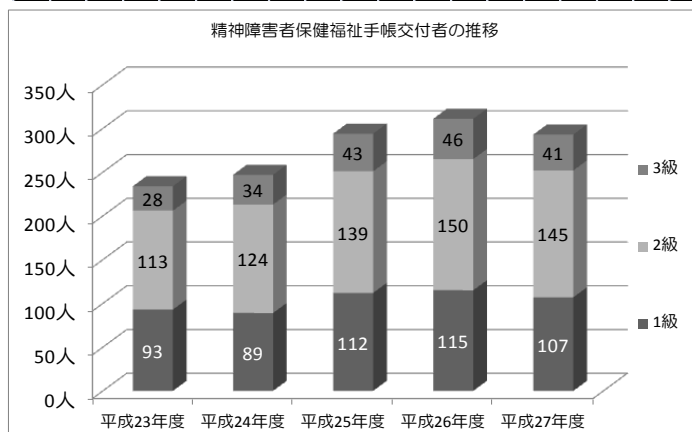
(3) 精神障害

①精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況の推移をみますと、平成23年度末現在234人から増加傾向にあり、平成27年度末現在293人となっています。また、総人口67,001人に対する比率は0.44%となっています。

障害等級別では、1級が36.52%、2級が49.49%、3級が13.99%となっています。また、人口に占める精神障害者保健福祉手帳交付者の割合は、平成23年度と比較すると0.10ポイント上昇しています。

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1級	93人	39.74%	89人	36.03%	112人	38.10%	115人	36.98%	107人	36.52%
2級	113人	48.29%	124人	50.20%	139人	47.28%	150人	48.23%	145人	49.49%
3級	28人	11.97%	34人	13.77%	43人	14.62%	46人	14.79%	41人	13.99%
合計 (A)	234人	100%	247人	100%	294人	100%	311人	100%	293人	100%
総人口 (B)	68,616人		68,506人		68,194人		67,596人		67,001人	
人口に占める割合 (A/B)	0.34%		0.36%		0.43%		0.46%		0.44%	



2 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

① 自立支援給付

・ 介護給付、訓練等給付

訪問系サービス		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体介護	実利用者数	11人	12人	13人	14人	13人
	年間利用時間	2,352.5時間	2,497.5時間	2,845時間	2,859.5時間	2,934時間
家事援助	実利用者数	23人	27人	28人	29人	35人
	年間利用時間	2,378時間	2,427.75時間	3,128時間	3,210.25時間	3,270時間
通院介助 (身体介護あり)	実利用者数	9人	8人	8人	6人	5人
	年間利用時間	264.5時間	245.5時間	138.5時間	118.5時間	220時間
通院介助 (身体介護なし)	実利用者数	6人	6人	7人	8人	6人
	年間利用時間	83時間	222時間	324時間	253時間	129.5時間
通院等乗降介助	実利用者数	8人	7人	11人	13人	12人
	年間利用回数	464回	313回	322回	217回	343回
重度訪問介護	実利用者数	1人	3人	1人	1人	1人
	年間利用時間	1,306.5時間	1,682.5時間	1,098.5時間	1,293.5時間	1,041時間
行動援護	実利用者数	1人	1人	1人	3人	2人
	年間利用時間	399.5時間	405.5時間	408.0時間	433.5時間	598時間
同行援護	実利用者数	0人	2人	4人	3人	9人
	年間利用時間	0.0時間	59.5時間	395.5時間	475.5時間	571時間

日中活動系サービス		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活介護	実利用者数	124人	129人	139人	139人	154人
	年間利用日数	26,608日	29,402日	30,757日	31,669日	34,519日
児童デイサービス	実利用者数	57人	56人	—	—	—
	年間利用日数	7,461日	714日	—	—	—
短期入所	実利用者数	12人	19人	25人	27人	26人
	年間利用日数	620日	1,046日	1,314日	1,456日	1,493日
自立訓練（機能）	実利用者数	5人	5人	2人	0人	2人
	年間利用日数	840日	779日	293日	0日	122日
自立訓練（生活）	実利用者数	3人	3人	3人	0人	1人
	年間利用日数	177日	547日	88日	0日	57日
就労移行支援	実利用者数	13人	14人	18人	11人	13人
	年間利用日数	2,595日	2,094日	1,541日	1,199日	974日
就労継続支援A型	実利用者数	7人	8人	9人	12人	12人
	年間利用日数	1,600日	1,812日	2,002日	2,387日	2,441日
就労継続支援B型	実利用者数	92人	103人	113人	110人	106人
	年間利用日数	16,370日	17,851日	20,128日	19,822日	18,714日
旧身体通所更生	実利用者数	0人	0人	—	—	—
	年間利用日数	0日	0日	—	—	—
旧身体通所授産	実利用者数	3人	0人	—	—	—
	年間利用日数	44日	0日	—	—	—
旧知的通所更生	実利用者数	2人	0人	—	—	—
	年間利用日数	354日	0日	—	—	—
旧知的通所授産	実利用者数	22人	0人	—	—	—
	年間利用日数	491日	0日	—	—	—

第2章 障害のある人の現状と課題

居住系サービス		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
療養介護	実利用者数	2人	13人	13人	13人	14人
	年間利用日数	732日	4,306日	4,718日	4,726日	5,068日
共同生活介護	実利用者数	21人	28人	36人	35人	—
	年間利用日数	6,339日	7,907日	9,557日	1,023日	—
共同生活援助	実利用者数	17人	24人	24人	60人	59人
	年間利用日数	5,146日	7,376日	6,266日	18,284日	18,981日
施設入所支援	実利用者数	94人	97人	93人	89人	91人
	年間利用日数	29,705日	31,578日	31,021日	30,182日	31,090日
宿泊型自立訓練	実利用者数	4人	6人	5人	3人	3人
	年間利用日数	519日	1,846日	1,159日	743日	128日
旧身体入所更生	実利用者数	5人	1人	—	—	—
	年間利用日数	490日	31日	—	—	—
旧身体入所療護	実利用者数	4人	0人	—	—	—
	年間利用日数	120日	0日	—	—	—
旧身体入所授産	実利用者数	4人	0人	—	—	—
	年間利用日数	121日	0日	—	—	—
旧知的入所更生	実利用者数	24人	2人	—	—	—
	年間利用日数	2,177日	62日	—	—	—
旧知的入所授産	実利用者数	6人	0人	—	—	—
	年間利用日数	186日	0日	—	—	—
通勤寮	実利用者数	9人	0人	—	—	—
	年間利用日数	701日	0日	—	—	—

・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
更生医療	入院	23人	12人	7人	12人	6人
	入院外	16人	12人	8人	13人	16人
育成医療	入院	—	0人	4人	12人	3人
	入院外	—	0人	11人	10人	8人
精神通院医療	申請数	509人	524人	599人	616人	689人

・補装具

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者	交付件数	54件	55件	45件	54件	59件
	修理件数	23件	34件	40件	36件	32件
身体障害児	交付件数	17件	16件	13件	30件	22件
	修理件数	14件	14件	18件	15件	21件

②地域生活支援事業

・相談支援事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
委託事業所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
相談件数	1,805件	1,117件	1,582件	1,650件	1,315件

・意思疎通支援事業

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
手話通訳者等派遣事業	利用実人員	8人	8人	11人	13人	13人
	利用件数	44件	31件	53件	83件	78件
手話通訳者設置事業	設置回数	48回	27回	毎日（休日を除く）	毎日（休日を除く）	毎週月・木曜日設置
	利用件数	91件	108件	94件	78件	77件
手話奉仕員養成講座	基礎コース	5人	9人	5人	5人	6人
	入門コース	9人	4人	9人	6人	5人

※平成24年度は10月15日から手話通訳者を常勤設置しています。

※平成24年度は、10月15日から手話通訳者を常勤設置しています。

・日常生活用具給付等事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護・訓練支援用具	7件	0件	1件	0件	8件
自立生活支援用具	11件	12件	6件	6件	5件
在宅療養等支援用具	3件	8件	3件	4件	7件
情報・意思疎通支援用具	6件	8件	9件	4件	9件
排泄管理支援用具	1,130件	1,152件	1,209件	1,263件	1,327件
住宅改修	0件	2件	0件	4件	4件
合計	1,157件	1,182件	1,228件	1,281件	1,363件

・移動支援事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請者数	80人	81人	99人	118人	118人
実人員	46人	39人	49人	76人	73人
利用件数	1,500件	2,218件	3,377件	3,395件	3,410件
利用時間	4,559時間	6,446時間	8,709時間	8,928時間	9,488時間

・地域活動支援センター事業

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ふれあい (精神障害者)	開所日数	241日	241日	241日	241日	239日
	登録数	34人	39人	44人	52人	45人
	延べ人数	3,408人	3,356人	3,673人	4,350人	4,350人
さくらの家 (身体・知的障害者)	開所日数	244日	241日	241日	244日	-
	登録数	10人	10人	10人	11人	-
	延べ人数	1,998人	1,937人	1,833人	1,915人	-

※さくらの家は平成27年4月1日から障害福祉サービス事業所として運営

・日中一時支援事業

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ人数	21人	25人	23人	31人	32人
利用回数	353回	585回	1,026回	1,087回	1,230回

・その他事業

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
福祉ホーム事業	利用者数	6人	2人	2人	2人	2人
訪問入浴サービス事業		0人	0人	0人	0人	0人
更生訓練費支給事業		3人	2人	0人	0人	0人
知的障害者職親委託事業		0人	0人	0人	0人	0人
自動車改造費補助事業		2人	1人	0人	4人	4人

(2) 児童福祉法による障害児通所サービス

障害児通所サービス		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童発達支援	実利用者数	-	12人	18人	29人	30人
	年間利用日数	-	1,771日	2,127日	2,924日	1,926日
放課後等デイサービス	実利用者数	-	55人	60人	66人	80人
	年間利用日数	-	7,782日	9,256日	10,631日	12,111日
保育所等訪問支援	実利用者数	-	0人	1人	4人	7人
	年間利用日数	-	0日	18日	4日	8日

(3) 障害者福祉事業

①特別障害者手当

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ人数	298人	326人	290人	299人	279人

②障害児福祉手当

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ人数	313人	331人	344人	329人	342人

③心身障害者扶養共済

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
加入者	24人	23人	21人	21人	19人
受給者	21人	22人	21人	23人	27人

④障害者福祉医療

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度障害者	1,057人	1,070人	1,098人	1,098人	1,115人
高齢重度障害者(65歳以上)	896人	881人	861人	866人	841人
合計	1,953人	1,951人	1,959人	1,964人	1,956人

⑤その他

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
重度障害者タクシー料金補助事業	交付人数	123人	117人	106人	107人	108人	
	交付枚数	2,346枚	2,382枚	2,298枚	2,206枚	2,228枚	
	利用枚数	1,409枚	1,448枚	1,297枚	1,229枚	1,215枚	
重度身体障害児(者)住宅改造費補助事業	件数	0件	1件	0件	2件	1件	
じん臓機能障害者等通院交通費補助事業	実人員	75人	72人	77人	88人	91人	
介護用車両購入費補助事業	台数	3台	2台	1台	3台	3台	
日 中 一 時 支 援 事 業	サービスステーション	実人員	25人	20人	24人	23人	17人
		件数	353件	297件	116件	219件	228件
		時間	1,206時間	1,232時間	1,110.5時間	644時間	944.5時間
	登録介護人	実人員	6人	2人	6人	12人	8人
		件数	31件	22件	18件	217件	233件
		時間	149時間	229時間	134.5時間	1,470時間	1,552時間

3 障害に係るニーズ

(1) 調査の目的

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に藤岡市障害者計画を、平成24年3月に第2次藤岡市障害者計画を策定し、計画に基づき福祉事業を進めてきましたが、障害者計画の見直しの時期となり、障害のある人の日常生活や福祉行政に期待することなどを調査・把握し、計画見直しの基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象者

調査の対象者は、市内に居住する身体・知的・精神障害の手帳を取得した人、また一般市民を対象に無作為に抽出し、調査を実施しました。

(3) 調査の方法

アンケート調査票を本人宛に郵送し、回収しました。

(4) 調査期間

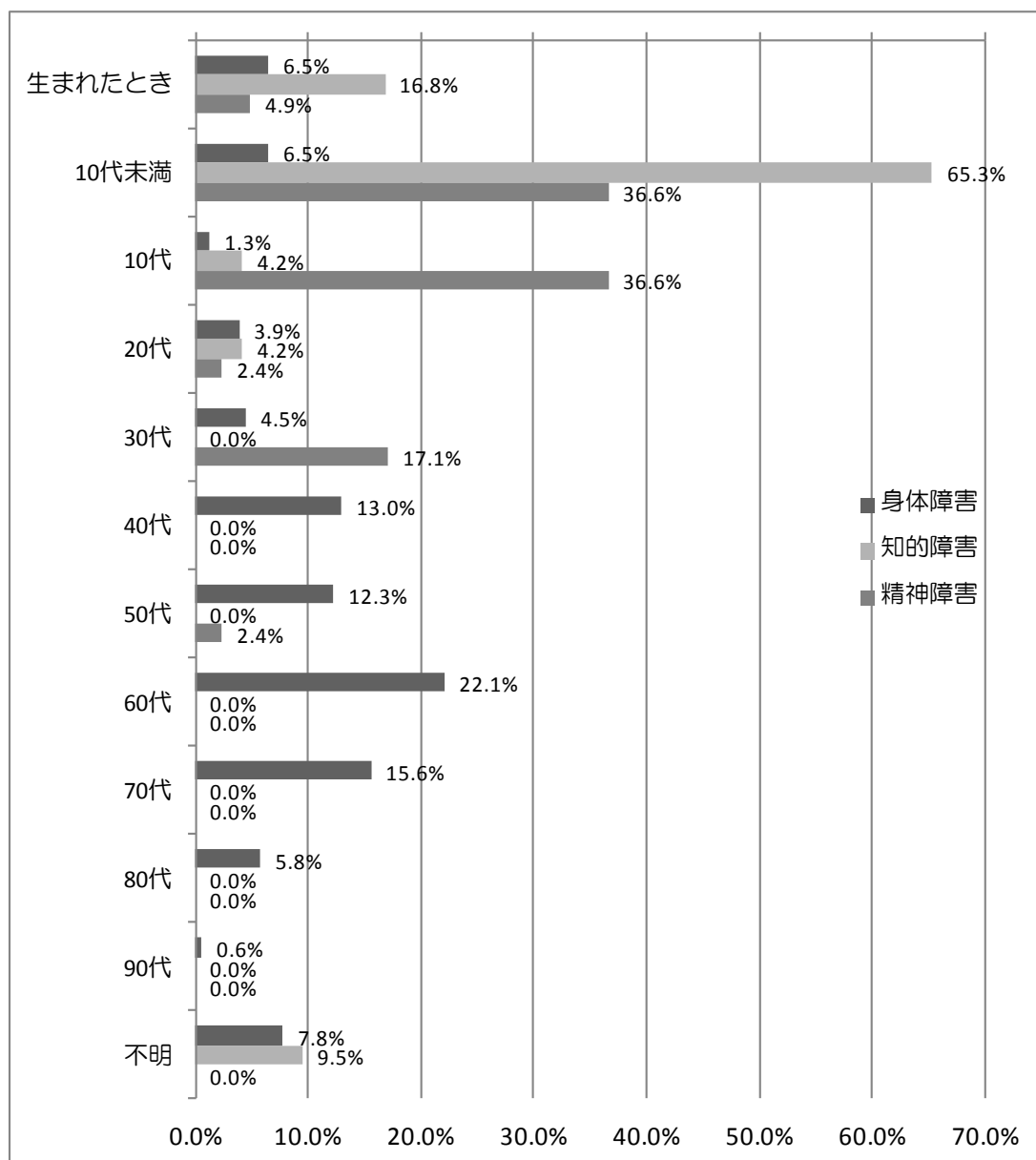
平成28年9月7日から平成28年9月30日まで

(5) 回収結果

調査対象者	調査対象者数 (A)	未着数 (B)	回答数 (C)	回答率 (C/A-B)
身体障害	300人	10人	161人	55.5%
知的障害	200人	3人	104人	52.8%
精神障害	100人	2人	41人	41.8%
一般市民	400人	1人	131人	32.8%
合計	1,000人	16人	437人	44.4%

平成28年度に実施した障害者福祉に関するアンケート調査結果は、次のとおりです。

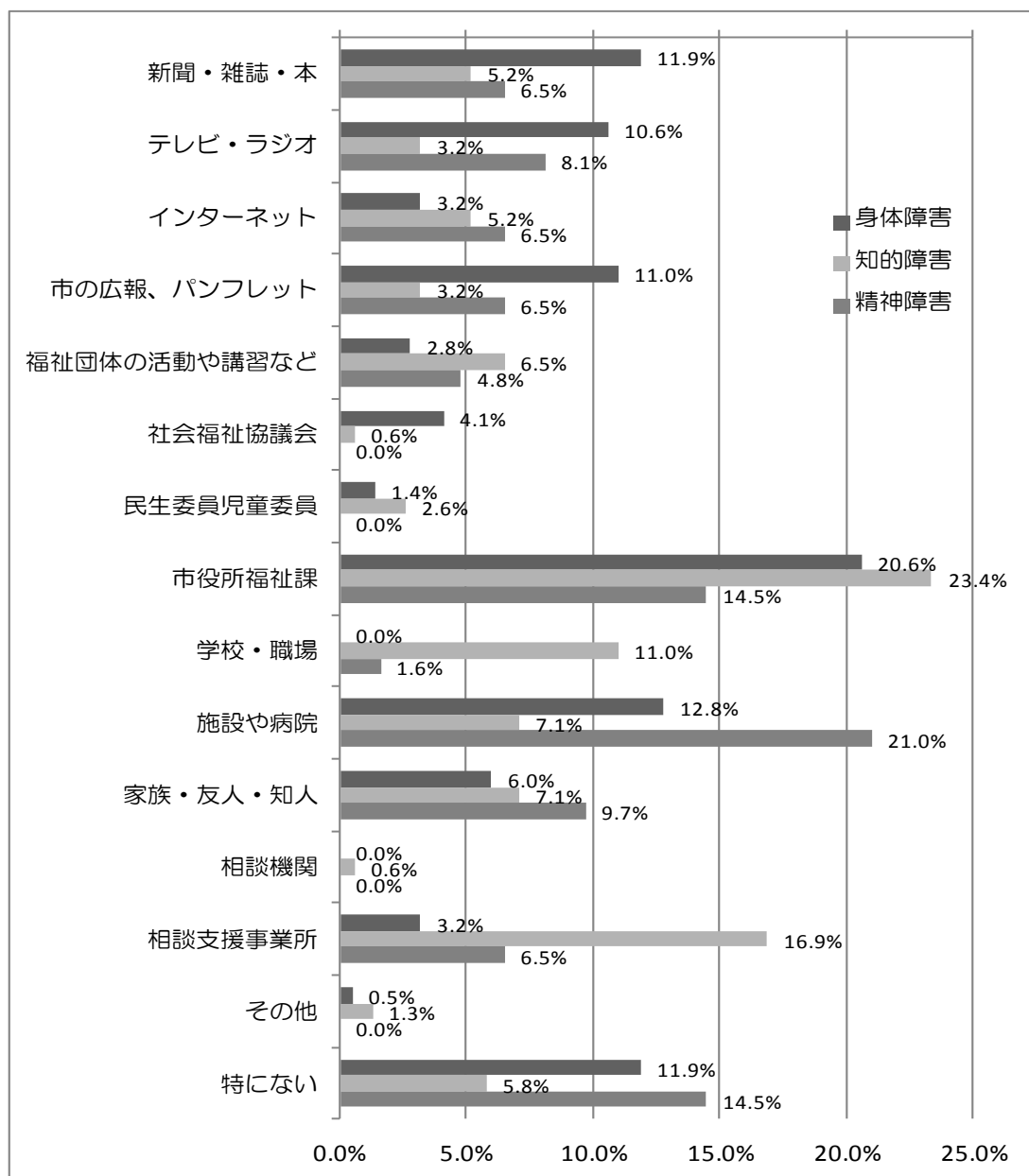
【問】もっとも影響が大きい障害（主な障害）を受けた時期はいつですか。



各障害の発生時期については、身体障害が40代から70代、知的障害が生まれたとき及び10代未満、また、精神障害は10代未満及び10代が多くなっています。平成23年度の調査結果と比較すると身体障害、知的障害はそれ程変化はありませんが、精神障害では20代の発生から低年齢化へと変化しています。

身体障害の原因のひとつと思われる脳血管疾患などの生活習慣病の予防対策や医療体制の充実及び知的障害、精神障害の早期発見が必要と考えます。

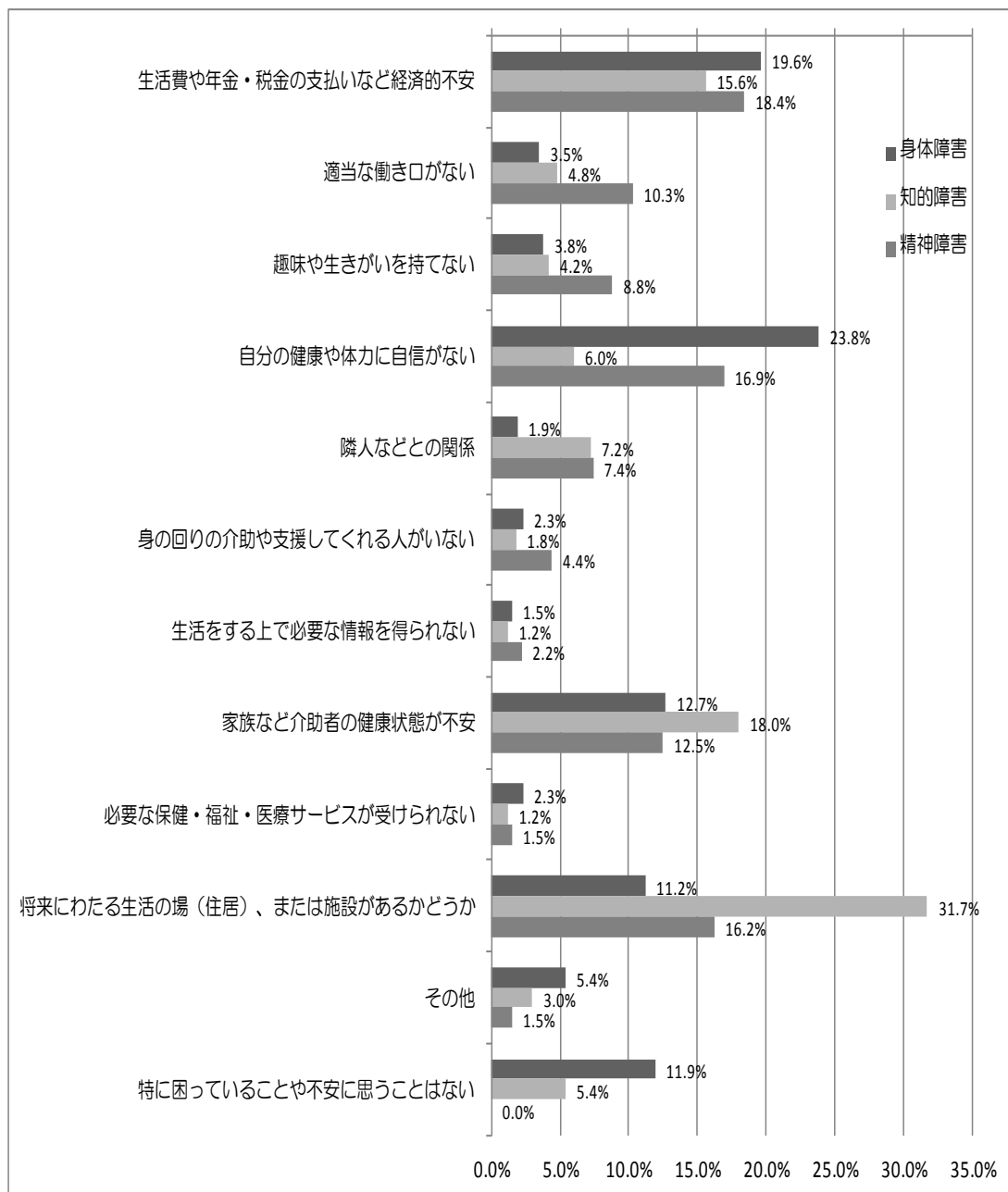
【問】 障害者福祉についての情報は、主にどこから入手していますか。



身体障害のある人、知的障害のある人は「市役所福祉課」、精神障害のある人については「施設や病院」、「市役所福祉課」の割合が高くなっています。この点については平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありませんが、平成24年度以降に設置された「相談支援事業所^(※1)」における知的障害のある人の割合が高くなっており、障害者福祉の情報提供機関としての役割を担ってきていると思われます。しかし、いずれの障害も「市役所福祉課」が主な情報源になっていることから、今後も情報提供に努めます。

(※1) 相談支援事業所 障害のある人や家族等からの相談や障害福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行に向けた支援などを行う事業所のこと。

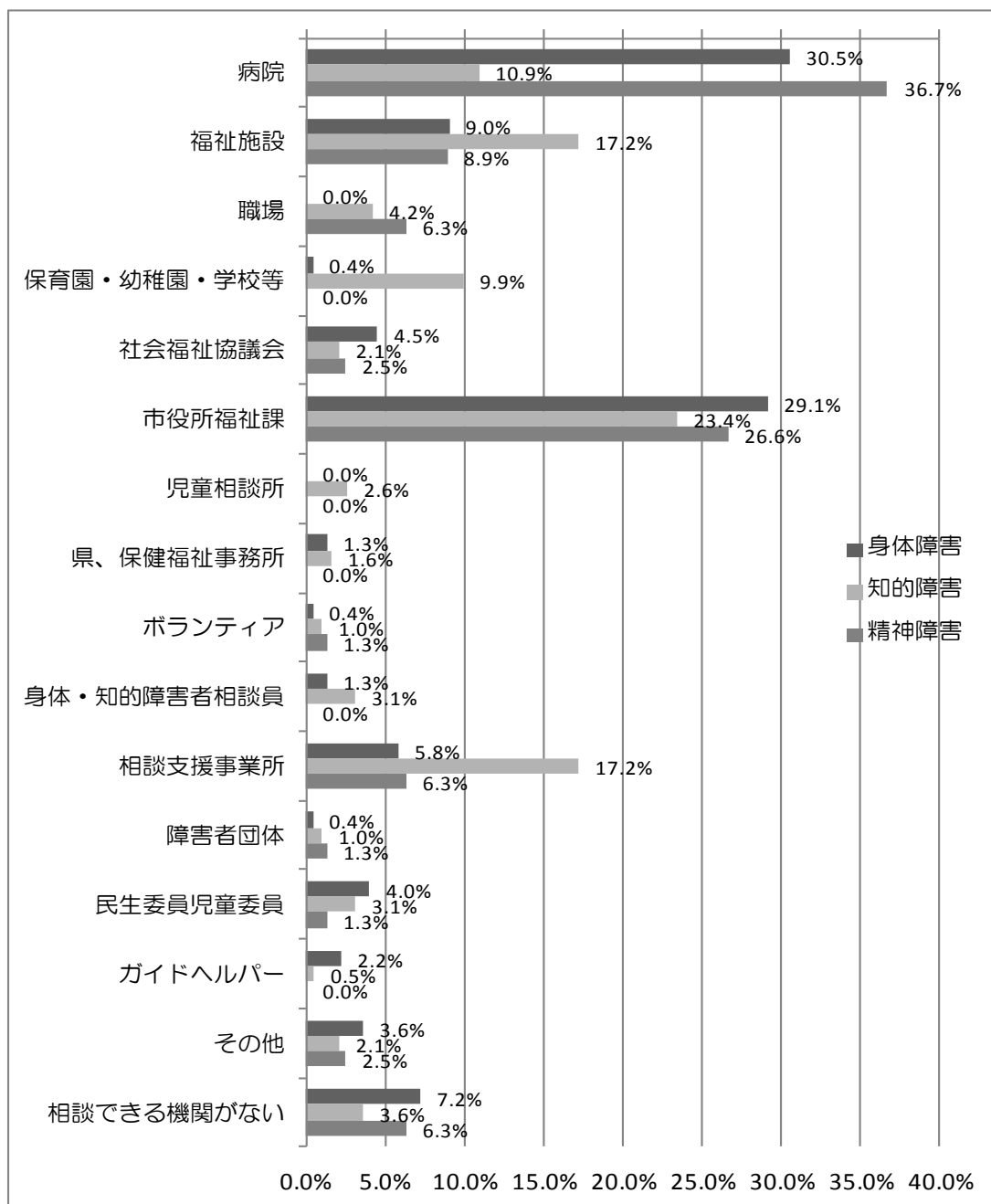
【問】現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。



「生活費や年金・税金の支払いなど経済的不安」や「自分の健康や体力に自信がない」、「家族など介助者の健康状態が不安」、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が高くなっています。平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありませんが、知的障害のある人の「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が更に伸びています。

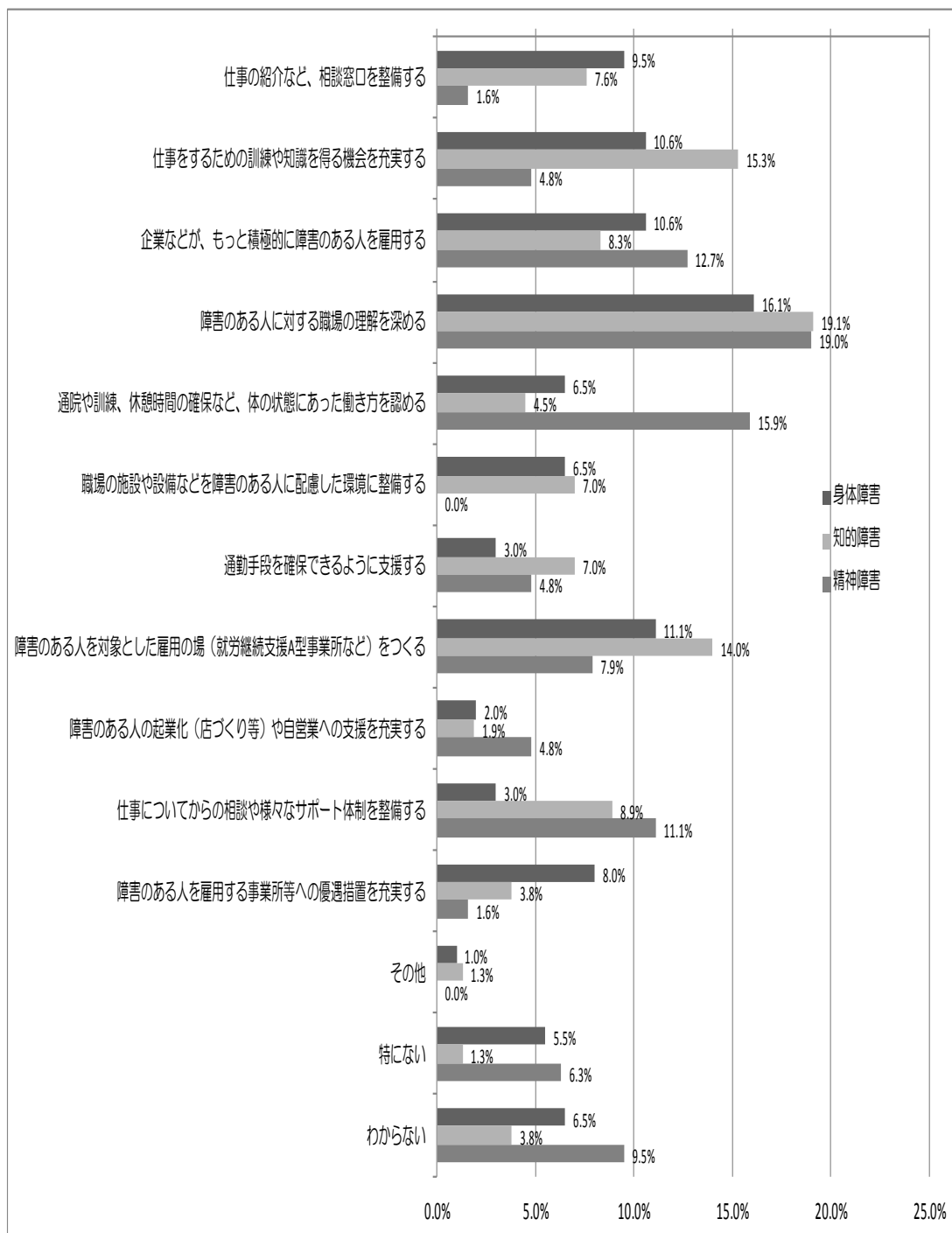
グループホームの整備について社会福祉法人や民間事業所に事業の実施を働きかけ、生活の場を確保する必要があると考えます。また、日常生活の支援や経済面での支援が必要と考えます。

【問】障害や生活などについて心配ごとや悩みがあった場合、相談する機関などがありますか。



身体障害のある人、精神障害のある人は「病院」や「市役所福祉課」、「福祉施設」、知的障害のある人については「市役所福祉課」や「相談支援事業所」、「福祉施設」の割合が高くなっています。平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありませんが、平成24年度以降に設置された「相談支援事業所」の割合が高くなっており、障害のある人の相談機関として役割を担ってきていると思われます。障害によって相談内容や支援方法も異なることから、相談支援体制の充実と関係機関との更なる連携が必要と考えます。

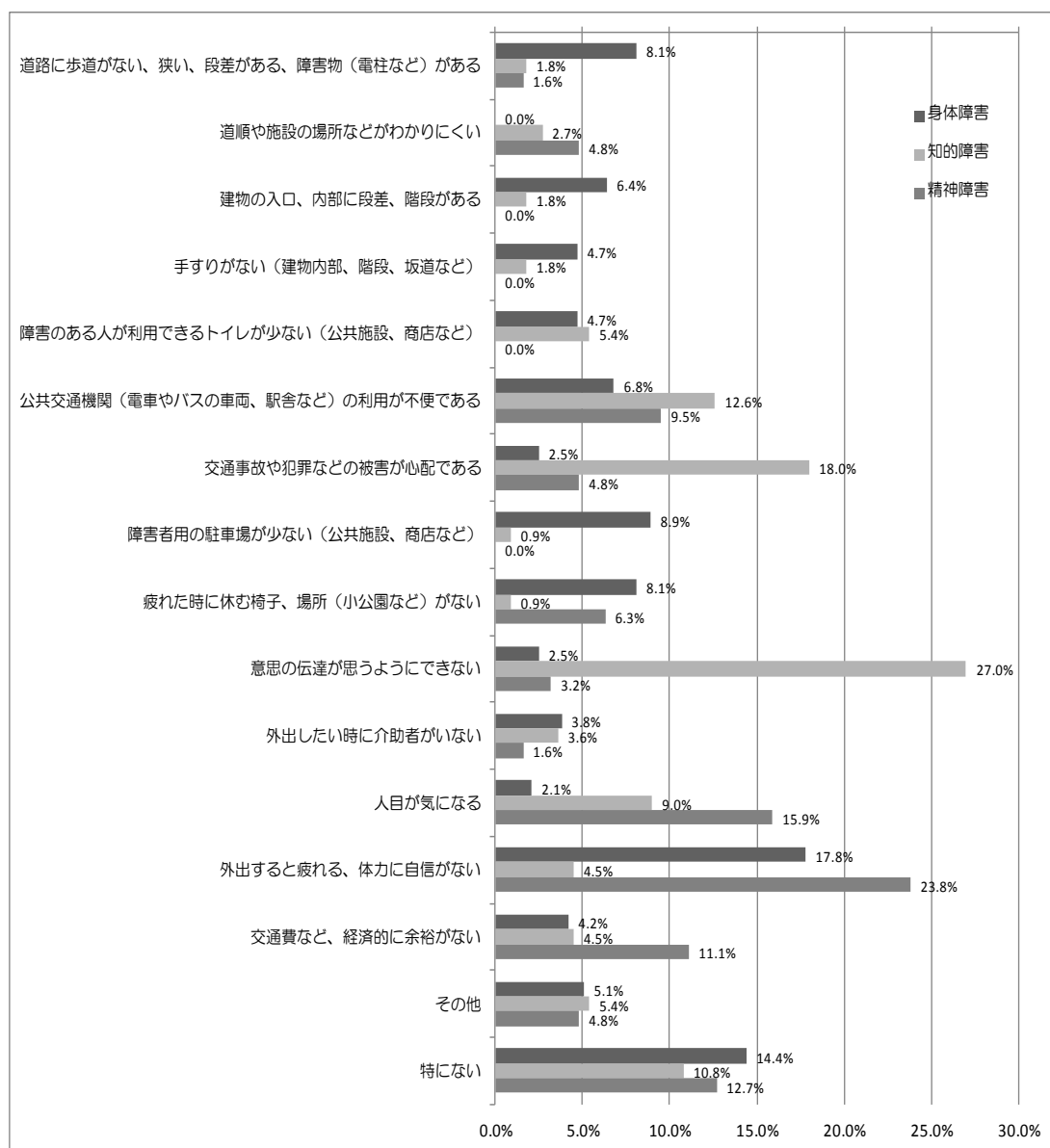
【問】 障害のある人が働くために必要な条件は何ですか。



平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありませんが、「障害のある人に対する職場の理解を深める」の割合が伸びています。障害者雇用促進法^(※1)の改正や障害者差別解消法の施行により障害のある人の就労意欲は高まるものと思われます。制度の周知や障害に対する理解と認識を高めるための取り組みが必要と考えます。

(※1) 障害者雇用促進法 障害者の雇用の促進等に関する法律の略称

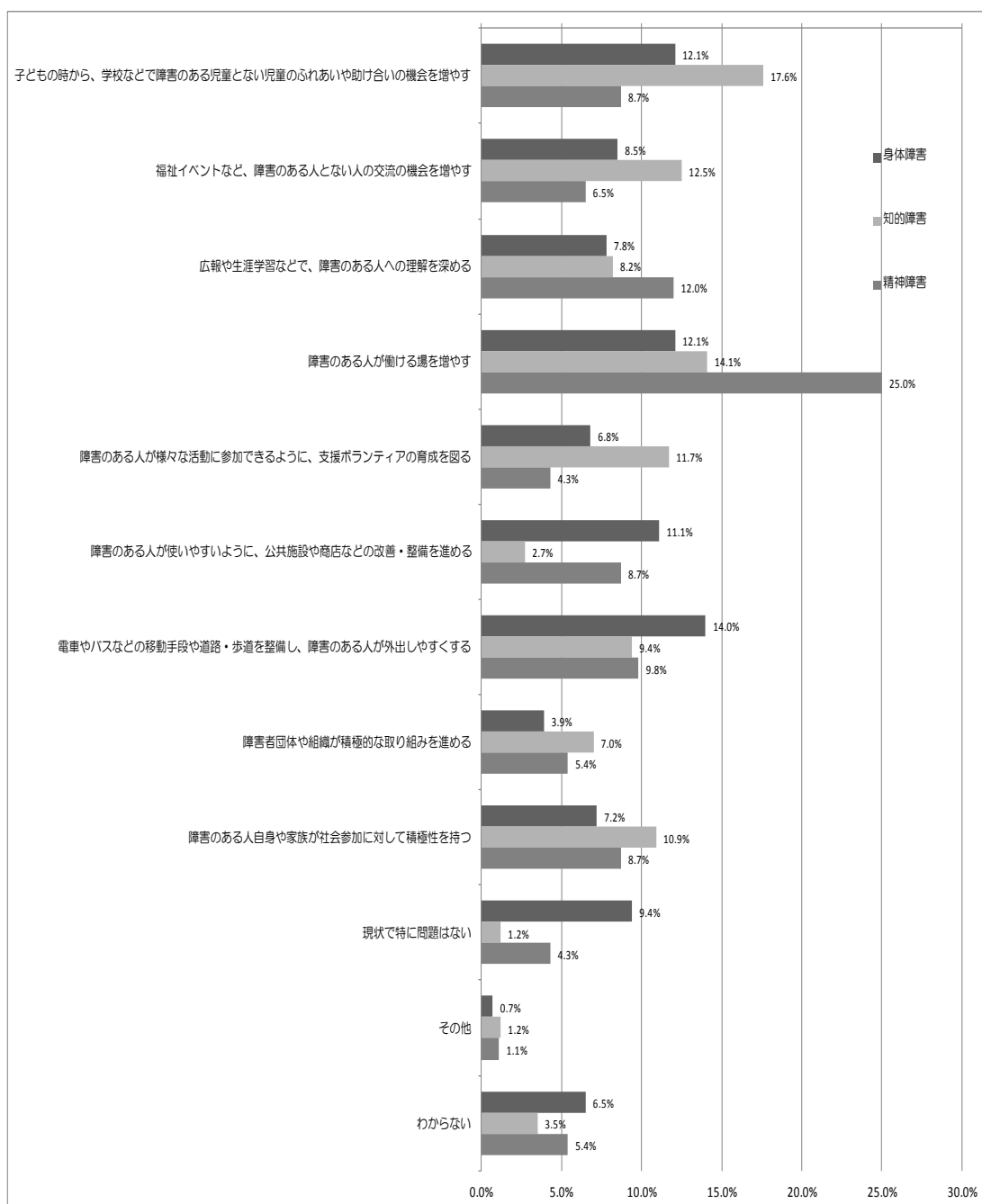
【問】あなたが外出で困ること、または外出できない理由は何でしょうか。



身体障害のある人は、「外出すると疲れる、体力に自信がない」、「道路に歩道がない、狭い、段差がある、障害物（電柱など）がある」など体力的な問題や設備・環境の問題、知的障害のある人は、「意思の伝達が思うようにできない」、「交通事故や犯罪などの被害が心配である」などであり、精神障害のある人については、「外出すると疲れる、体力に自信がない」、「人目が気になる」などが問題となっており、平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありません。

障害のある人が外出時に問題とする段差の解消や施設等のバリアフリー化を推進するとともに、外出を支える事業者やボランティアの確保が必要です。

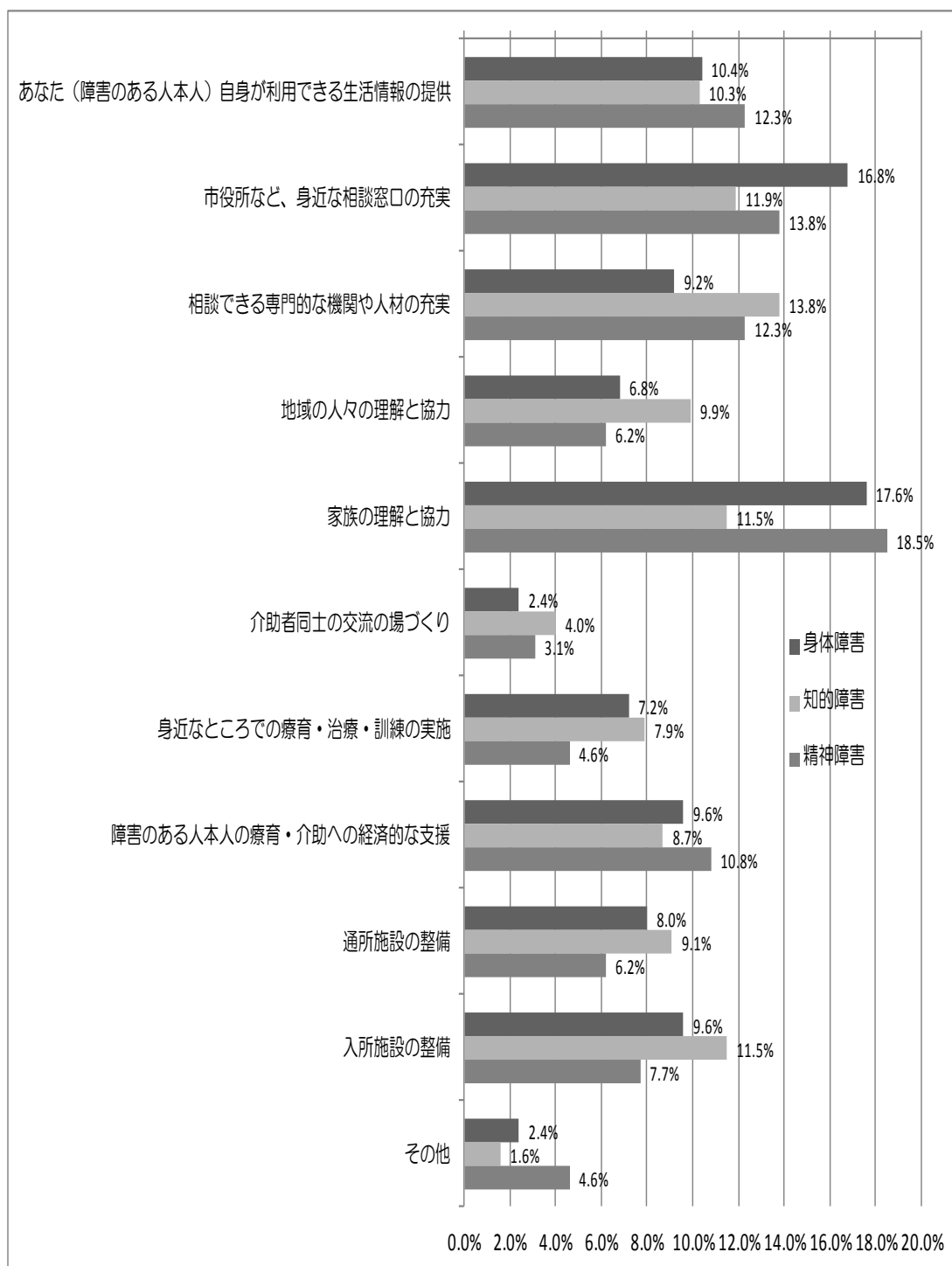
【問】あなたが地域や社会に積極的に参加するために、何が必要と
考えますか。



平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありませんが、精神障害のある人の「障害のある人が働ける場所を増やす」の割合が伸びており、就労することにより地域や社会に参加することを望んでいます。

また、障害のある児童とない児童のふれあいや福祉イベントなどの割合も高くなっています。障害のある人がさまざまな分野で地域や社会へ参加できるよう取り組む必要があると考えます。

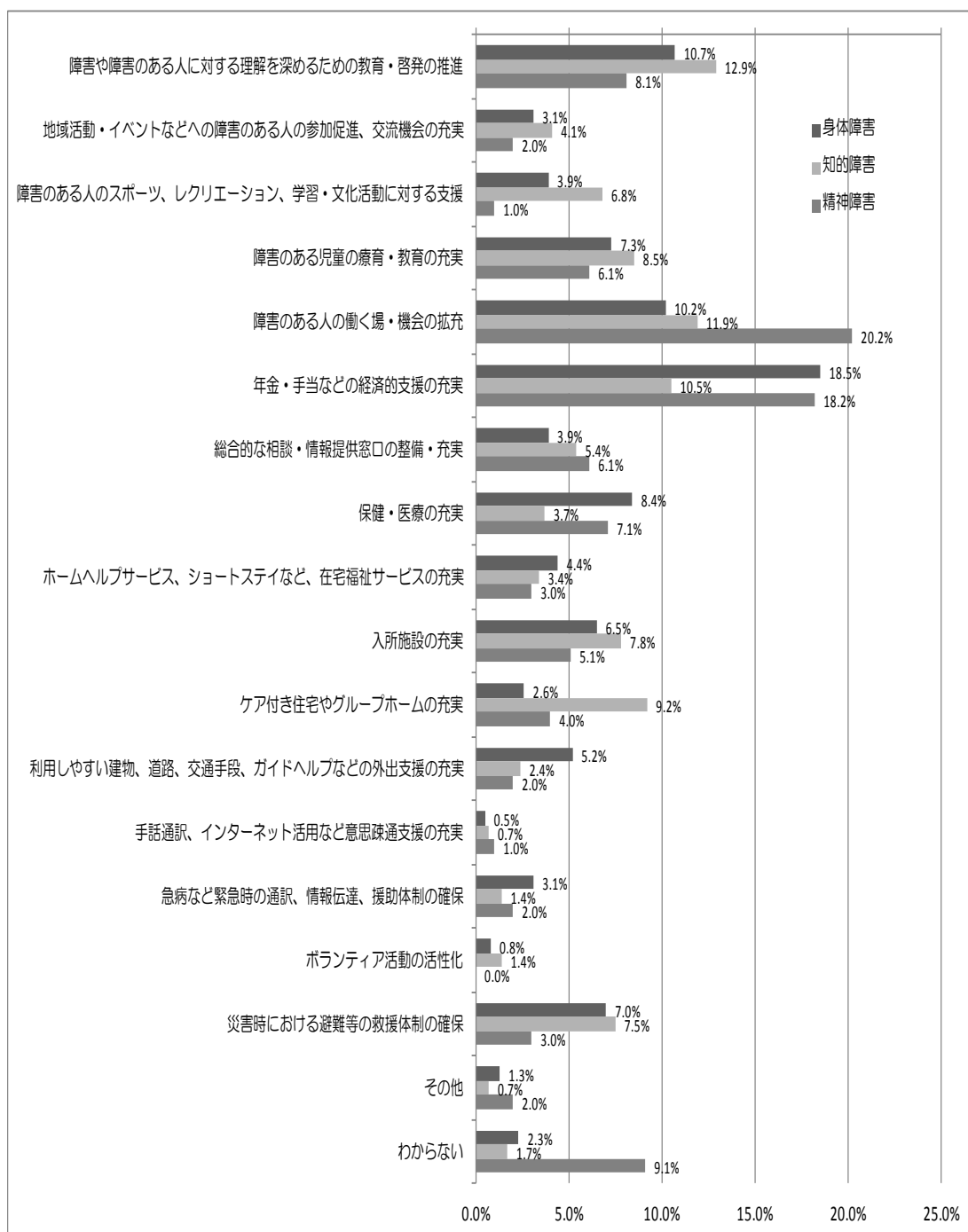
【問】 あなたの介助に必要な事はどれですか。



「家族の理解と協力」、「市役所など、身近な相談窓口の充実」「相談できる専門的な機関や人材の充実」、「障害のある人自身が利用できる生活情報の提供」が共通して高い割合になっており、平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありません。

相談支援体制の充実を図り、適切な情報提供を行うとともに障害の特性に配慮したサービスを提供することが必要と考えます。

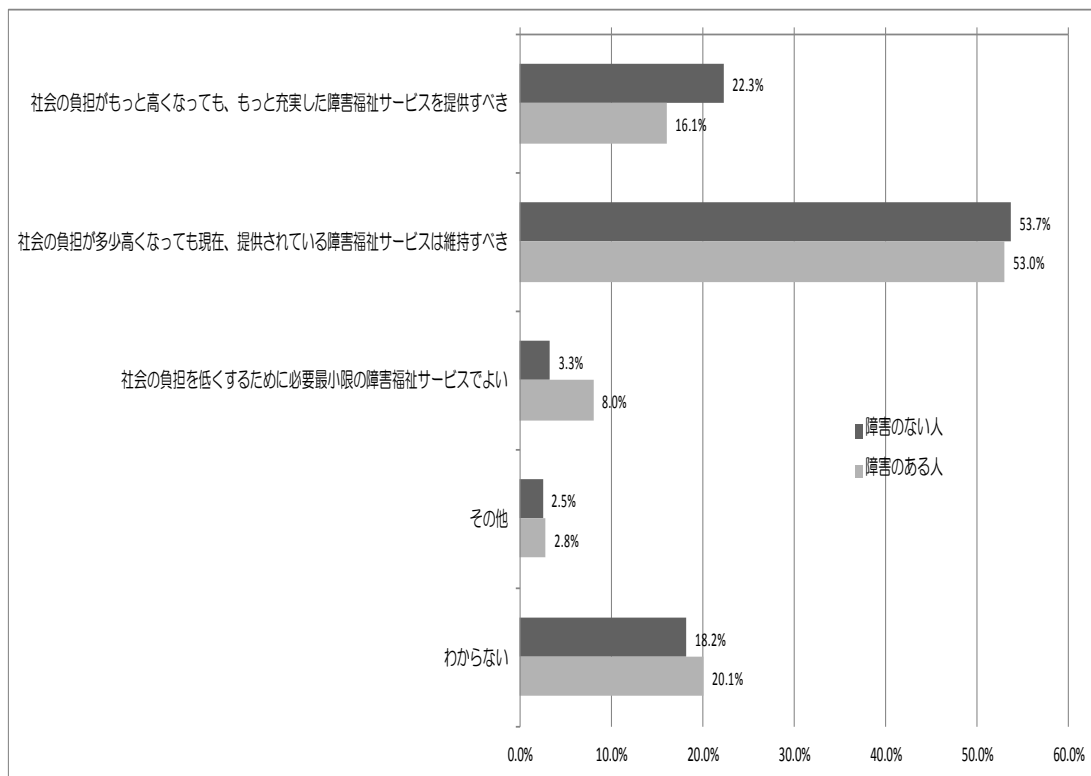
【問】 障害のある人が暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が必要と考えますか。



「障害のある人の働く場・機会の拡充」や「年金・手当など経済的支援の充実」、「障害や障害のある人に対する理解を深めるための教育・啓発の推進」の割合が高くなっており、平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありません。

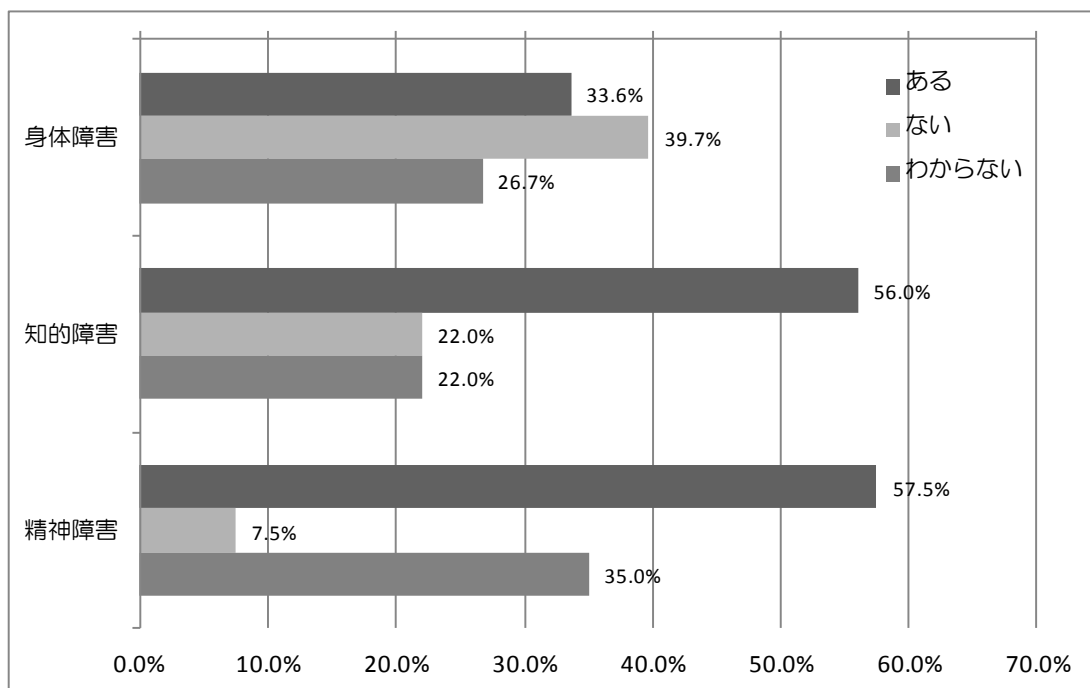
就労することは経済的にも自立につながることから、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人に対する更なる就労支援に取り組む必要があると考えます。

【問】障害福祉サービスの需要の拡大に伴い、社会負担の増大が見込まれていますが、今後の障害福祉サービスのあり方についてどのように考えますか。



全体的に社会負担が増加しても障害福祉サービスの提供の充実又は維持すべきとの考え方が高く、障害のある人よりも障害のない人の考え方が高い結果となり、平成23年度の調査結果と同様な結果となりました。障害のある人が地域で生活するために必要な障害福祉サービスを提供し、共に生きる地域社会の実現を目指す社会づくりが必要と考えます。

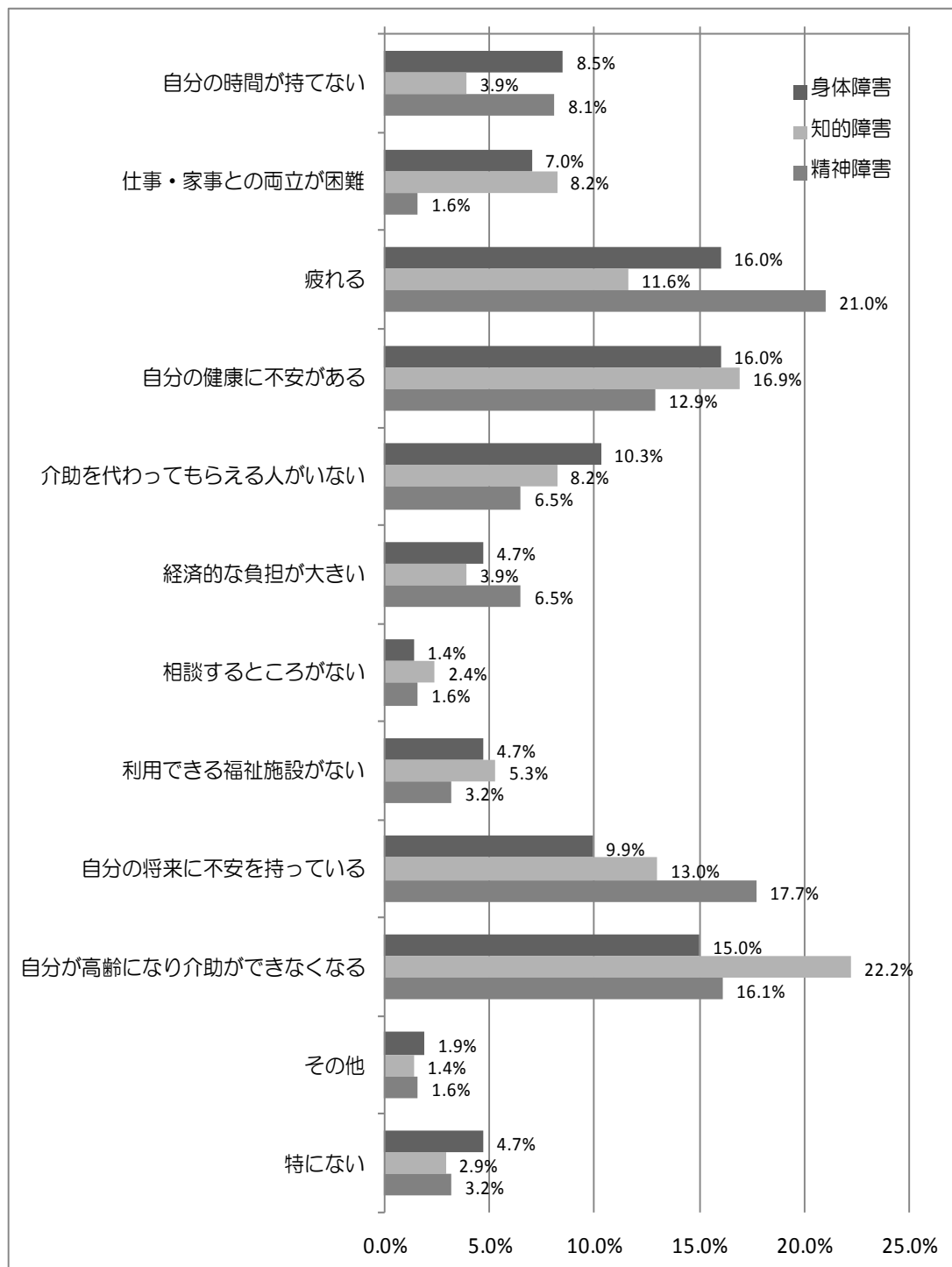
【問】あなたは、日常生活や地域で、障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることはありますか。



いずれの障害のある人も差別・偏見、または配慮のなさを感じているとの結果になりました。平成23年度の調査結果と比較すると知的障害のある人、精神障害のある人が感じる割合が伸びています。

障害者差別解消法の施行により、今後、障害に対する理解と認識を深め、官民間わす、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組み、共生社会の実現に向けた施策が必要と考えます。

【問】 日常の介助の中で悩みや問題点は何ですか。



「自分が高齢になり介助ができなくなる」や「疲れる」、「自分の健康に不安がある」、「自分の将来に不安を持っている」の割合が高くなっており、平成23年度の調査結果と比較するとそれ程変化はありません。

各障害福祉サービスを効率的に利用し、障害のある人にあった支援を行うとともに介助者の負担軽減を図ることが必要と考えます。

4 総合課題

(1) 障害の発生予防対策の充実に向けて

本市においては、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得は増加傾向にあります。

健康は生活の基本であり、生涯にわたって身体的、精神的かつ社会的に良好な状態を維持することは全ての市民の願いです。このため市民一人一人の努力とともに、市民の健康保持増進を図り、障害の発生を予防することが必要です。

障害の発生を予防するため、妊産婦の健康診査や保健指導、また乳幼児に対する各種健康診査や相談指導の充実が必要です。

また、中途障害の発生予防のため、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談を充実し、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及が必要です。

さらには、高齢期における骨折等による障害を予防するための転倒予防事業なども重要となってきます。健康に対する自覚を促し、さらなる障害の発生予防対策の充実が求められます。

(2) 障害に対する理解促進対策に向けて

住み慣れた地域で、障害のある人が障害のない人と同じように、いきいきと生活するためには、周囲の人が障害のことを正しく理解し、ともに地域で生活する一員として、障害のある人の人権を尊重することが大切です。

今回、実施した障害者福祉に関するアンケート調査では、障害や障害のある人に対する理解を深めるための教育・啓発の推進を必要とする割合が高く、また、障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じている割合も高いことから、全ての市民が障害のある人に対し、こころの中にある障壁を取り除いていただけるよう、広報や講演会などによる啓発活動を実施していく必要があります。

特に知的障害のある人や精神障害のある人が差別・偏見、または配慮のなさを感じている割合が高いという結果になっています。障害の特性等によりお互いを理解するには時間もかかると思われませんが、障害に対する正

しい理解や認識を深めるための啓発や教育をさらに進めていく必要があります。

(3) 障害福祉サービスの充実に向けて

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、身近な場所で生活全般に関わる相談や総合的な情報提供が受けられる市役所福祉課や相談支援事業所の相談支援体制の充実が必要です。今回、実施した障害者福祉に関するアンケート調査でも、市役所福祉課や相談支援事業所へ相談する割合が高いことから、障害のある人の実情を把握し、支援計画を作成することがより良いサービスにつながると考えられます。

現在、本市における障害のある人を支援する社会資源は十分な状況ではないことから、社会福祉法人や民間事業所に事業の実施を働きかけ、障害福祉サービスを充実させる必要があります。

また、支援に関する知識や専門性を高め、必要な支援が提供できるよう人材育成と人材確保が必要です。

(4) 就労支援の充実に向けて

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」と定められております。障害のある人の就労はこの定めに基づく権利であり、経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現を達成する面からも重要と考えます。

現状においては、障害のある人の雇用環境は厳しい状況ではありますが、障害者雇用促進法の改正により雇用における差別の禁止や合理的配慮の提供を進め、障害のある人の就労機会の増加、就労環境の改善が図られることが期待されます。就労後も障害の特性や就労環境によって、長期にわたる就労が困難な場合もあり、事業者への障害の理解や就労を継続するための支援も求められるなど障害のある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。

また、障害のある人の中には、働く意欲があっても年齢や障害の程度・

特性などのために就労につながらない人もいることから、このような人が生きがいを持って働ける福祉的就労の場の確保も必要です。

(5) 療育と教育の充実に向けて

障害のある子どもの能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育と教育の果たす役割は大きく、そのため子どもたち一人一人の多種多様な障害特性に応じた適切な療育と教育を幼児期から一貫して提供していくことが、子どもたちが主体性と自主性のある今後の人生を切り開いていく力を付けるうえで必要不可欠な要件であり、障害への早期療育と早期教育が重要です。

本市においては、平成26年4月に特別支援教育の中核的役割を担う特別支援学校が設置され、障害のある児童が地域で学び、地域と関わるようになりました。今後は高等部の設置が期待されますが、この特別支援学校ができたことにより地域が障害に対する理解や認識を深める良い機会でもあると考えます。

また、療育の面では、児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所も増え、生活能力向上のための訓練等や放課後支援が整いつつありますが、障害のある子どもが将来にわたる自立や社会参加を果たして行くにはさらなる療育と教育の充実が必要です。

(6) 災害時における避難支援体制の構築に向けて

本市においては、烏川、鎚川、神流川等の一級河川があり、台風等による風水害や土砂災害、また、平井断層をはじめとする断層が存在し地震災害も想定されます。

障害があること等による避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れにより、被害を受けることが多く、避難にあたり特に支援が必要です。

災害発生時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導するため、事前にその状況を把握し、緊急避難体制の整備が必要です。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、障害のある人の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現

第1次障害者計画の「完全参加と平等」、第2次障害者計画の「一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に生きる地域社会の実現」を引き継ぎ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生する社会の実現を目指します。

また、障害のある人が自分のことを自分で決められるよう、自己選択と自己決定を尊重するとともに、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援し、地域社会の中で安全で安心した生活及び自分らしい生き方ができる社会の実現を目指します。

2 基本目標

(1) お互いの理解の促進、共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合う社会の実現を目指します。

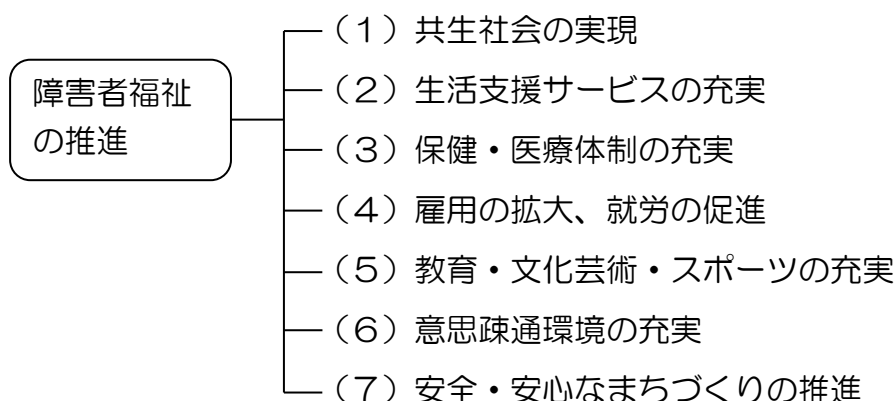
(2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害の特性に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

(3) 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策の体系



(1) 共生社会の実現

障害のある人もない人も、共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーション^(※1)の理念の実現のために、日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払う心のバリアフリーが重要です。

障害についての正しい知識の普及と障害のある人への理解を深めるための広報・啓発を充実させ、お互いの理解と認識を深める事業を推進します。

また、障害のある人が障害を理由とした差別や権利利益の侵害を受けることのないよう、差別の解消を推進するとともに、虐待の防止に取り組んでいきます。

(2) 生活支援サービスの充実

障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの提供や生活を安定・充実させるための支援が必要です。

障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、障害福祉サービスの充実や地域で暮らしやすい生活環境の充

(※1) ノーマライゼーション 障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

実を図っていきます。障害福祉に関わる人材育成のための各種研修や職場定着のための支援についても充実させます。

また、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制を整備するとともに、発達障害^(※1)の早期発見により、発達障害のある人が早期から適切な支援を受けられるよう取り組みます。

(3) 保健・医療体制の充実

障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減を図ることが大切です。

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けられることができる体制を整備し、充実させていきます。

また、疾病の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため専門的なサービスを担う人材を育成し、確保していきます。

(4) 雇用の拡大、就労の促進

障害のある人が職業に就くということは、給与収入による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。

障害のある人がその意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

また、福祉的就労^(※2)の環境整備や充実、工賃向上の取り組みを推進します。

(※1) 発達障害 主に広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）の3種類に分類される。

(※2) 福祉的就労 障害などにより働くことができない人が、障害福祉サービスである就労移行支援、就労継続支援（A型）・（B型）や地域活動支援センターなどで就労すること。

(5) 教育・文化芸術・スポーツの充実

障害のある子ども一人一人が、将来、自立し積極的に社会に参加していくため、障害の特性や程度に応じてそれぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、教育環境の整備や充実、教職員の専門性の向上に努めます。

また、障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進にもつながるため、積極的に参加できる環境を整備します。

(6) 意思疎通環境の充実

障害のある人が円滑に、より多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、情報提供及び意思疎通支援を充実させます。

また、情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障害のある人に対する給付や利用の支援を行います。

(7) 安全・安心なまちづくりの推進

障害のある人が地域社会において安全に、安心して生活するためには、障害福祉サービスの充実や人材の育成など、各施策体系に基づきさまざまな事業を展開することに加え、障害の特性に配慮した防災、防犯、交通安全及び障壁のないまちづくりの推進が重要です。

災害発生時に迅速に避難するために緊急避難体制を整備するとともに、緊急時に円滑に通報ができる防犯体制や交通安全の取り組みを推進します。

また、安全・安心な日常生活を送り、外出時に不便を感じないよう、障壁のないまちづくりや、障害のある人が利用しやすいバス等の交通・移動手段の確保を図ります。

第4章 分野別計画

第4章 分野別計画

1 共生社会の実現

(1) お互いの理解の促進

現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合うことが必要です。

日常生活や社会生活において相当な制限を受けている障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁を取り払う心のバリアフリーの考え方を広め、ボランティア活動の推進によりお互いの理解と認識を深めることが重要です。

施策の方針

①障害のある人への理解を促進するための情報提供

広報やホームページを利用して、障害のある人への理解を促進するための情報提供に努めます。

また、障害や障害のある人に対する理解を深めるための教室や講演会などのイベントを開催し、障害や障害のある人への理解の促進に努めます。

②障害者週間等での広報・啓発活動の推進

障害者週間（12月3日から9日）や知的障害者福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、発達障害啓発週間（4月2日から8日）等の期間における広報・啓発活動を推進し、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

③各種障害者団体への協力

障害のある人やその支援者が運営する各種障害者団体の活動に協力します。

(2) 差別の解消

現状と課題

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別や偏見による不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。本市においても、国の基本方針等に基づき、障害を理由とした差別を解消するための取り組みを進めていく必要があります。

施策の方針

①障害のある人への差別的取扱いの禁止

障害者差別解消法及び国の基本方針に基づき、市の事務・事業を行うにあたり、障害のある人への差別的取扱いを禁止し、合理的配慮により社会的障壁を解消します。

また、差別を解消するための支援措置（紛争解決・相談体制）についても、関係機関と連携を図り必要な支援を行います。

②障害のある人への差別解消に向けた啓発

広報やホームページ、講演会などの啓発活動により、障害のある人への差別解消に向けた意識を醸成します。

(3) 権利擁護、虐待の防止

現状と課題

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受けるおそれがあるため、人権擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。

また、障害のある人への虐待を防止するため、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。虐待は、障害のある人の尊厳をおびやかし、自立生活と社会参加を妨げる行為です。障害のある人が安心して生活できるよう、虐待の未然防止や早期発見の取り組みを推進しなければなりません。

施策の方針

①成年後見制度の普及啓発と利用の促進

障害等によって、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及啓発を行い、地域において安心して生活が送れるよう制度の利用の促進に努めます。

②障害者虐待防止センターの機能の充実

障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護や相談を行うため、障害者虐待防止法に基づき設置する藤岡市障害者虐待防止センターの周知を図るとともに、関係機関と連携し、その機能を十分に発揮できるよう努めます。

2 生活支援サービスの充実

(1) 総合的な相談支援体制の整備

現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、総合的な情報提供や障害の特性に応じて相談しやすい機関の整備・充実が必要です。

また、自らの意思に基づいた障害福祉サービスが受けられるよう、自己選択と自己決定の尊重、意思決定の支援、障害の特性に配慮した当事者本位の総合的支援が重要であり、各種相談機関の支援体制の充実が必要です。

施策の方針

①障害者相談支援体制の充実

障害のある人が地域で安心して暮らし、利用しやすく、身近な場所で生活全般に関わる事項について相談できるよう、市役所福祉課や相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。

②各種専門的相談機関との連携

障害のある人の専門的相談に対しては、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター及び児童相談所等と連携し、相談に対応できるよう努めます。

③藤岡市障害者自立支援協議会の運営

藤岡市障害者自立支援協議会において、地域における総合的な支援体制の充実に向けた協議や課題検討を行うとともに、障害のある人への相談体制の充実や地域移行・就労支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

(2) 障害福祉サービスの充実

現状と課題

障害のある人の日常生活を支援するためには、さまざまな個別の状況に
応えられるよう、障害福祉サービスを提供する基盤を整備し、充実させる
ことが必要です。居宅介護や短期入所、日中一時支援事業等の障害福祉サ
ービスの質を向上させるとともに、日常生活の訓練をする場や社会参加の
機会拡大を図る必要があります。

また、補装具の購入に要した費用の給付や日常生活用具の給付・貸与に
より日常生活の利便性を向上させることも必要です。

施策の方針

①訪問系サービスの支給

在宅生活を送る上で支援を必要とする障害のある人に、身体介護や家
事援助等の居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者
等包括支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速な
支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス供給基盤の確
保に努めます。

②日中活動系サービスの支給

障害のある人の身体機能や障害の特性に応じた日中活動の場が選択で
きるよう、生活介護や短期入所、療養介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援といったサービスに関する情報提供を行うとともに、迅速
な支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス提供基盤の確
保に努めます。

③居住系サービスの支給

在宅での生活が困難な障害のある人に、住み慣れた地域での共同生活
を行う場であり、社会生活能力を高める訓練の場であるグループホーム

に関する情報提供を行い、また、昼夜継続的な支援を必要とする障害のある人には、施設入所支援に関する情報提供を行うとともに、迅速な支給決定に努めます。

また、新規サービス提供事業者の参入促進などサービス提供基盤の確保に努めます。

④補装具費の支給

日常生活の利便性を高めるために、障害の程度や種別にあった補装具が利用できるよう、医療機関、相談支援事業者、心身障害者福祉センターなどの関係機関と連携するとともに、補装具費支給制度の周知を図ります。

⑤自立支援医療の給付

(ア) 更生医療

身体障害のある人に対し、その障害を除去・軽減する手術等によって確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知を行い、利用促進に努めます。

(イ) 育成医療

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、確実に効果が期待できる治療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知を行い、利用促進に努めます。

(ウ) 精神通院医療

精神疾患の通院医療に係る医療費の負担軽減を図る制度であり、医療機関と連携し、本制度の周知を行い、利用促進に努めます。

⑥地域生活支援事業の充実

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人又は子どもが日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害に対する理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を促進します。

(イ) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みである災害対策やボランティア活動等を支援し、共生社会の推進を図るよう事業の実施を検討します。

(ウ) 相談支援事業

障害のある人、保護者又は介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業の充実を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない知的障害のある人や精神障害のある人などのうち配偶者や4親等内に親族がない人などに対して、成年後見制度の利用について支援を行い、人権や財産に対して不利益を受けることなく、地域において安心して生活が送れるよう、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(オ) 意思疎通支援事業

聴覚・視覚等に障害のある人の日常生活や社会生活のための意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び代読や代筆など、聴覚・視覚等に障害のある人のコミュニケーションのための環境の充実を図ります。

(力) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活の利便性を高めるために、障害の程度や種別にあった日常生活用具が利用できるよう給付品目の拡大及び給付基準が障害のある人の生活の実態に即したものとなるよう制度の充実に努めます。

(キ) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障害のある人の日常生活又は社会生活の意思疎通が図られるよう努めます。

(ク) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な移動や余暇活動等の外出については、障害のある人のニーズや障害の特性に応じた柔軟な対応ができるよう制度の充実を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

(ケ) 地域活動支援センター事業

日中活動の場のひとつとして、障害のある人の能力や特性に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、社会との交流を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようセンター機能の充実を図ります。

(コ) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等により住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備が利用できる福祉ホーム事業を今後も継続し、地域生活を支援します。

また、制度の周知と利用促進を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

(サ) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、入浴車を派遣して入浴の機会を提供するサービスであり、重度の身体障害のある人の心身機能の維持向上や介護者の負担の軽減が

図れることから、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(シ) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障害のある人や障害のある子どもを一時的に預かり、見守り等を行うサービスであり、また、家族の就労支援や一時的な休息を図るものであることから、今後も現行事業を継続して実施します。

また、制度の周知と利用促進を図るとともに、サービス提供基盤の確保に努めます。

(ス) 自動車改造費補助事業

身体に障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人自らが所有し、運転するための自動車を改造する場合、その改造費の一部を助成する自動車改造費補助事業を今後も継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(セ) 更生訓練費支給事業

社会復帰を目指す就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障害のある人に対して、訓練や通所に係る経費の一部を更生訓練費として支給します。障害のある人の社会復帰の促進を支援する更生訓練費支給事業を今後も継続して実施します。

また、この事業を必要とする人の把握に努めるとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

⑦その他事業

(ア) 重度障害者タクシー利用料金補助事業

重度の障害のある人が外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用した場合、その料金の一部を補助します。重度の障害のある人の外出時の経費負担の軽減を図ることは社会参加の促進につながることから、今後も

現行事業を継続するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(イ) 介護用車両購入費補助事業

在宅の重度の身体障害のある人等を同乗させて外出するための介護用車両の購入又は改造した費用の一部を補助します。重度の障害のある人の車両への移乗の負担軽減や家族の介護の負担軽減にもつながることから、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(ウ) じん臓機能障害者等通院交通費補助事業

じん臓又は小腸の機能に障害のある人に対し、障害に基づく症状を軽減又は除去する目的で、医療機関において人工透析療法又は中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。交通費の一部軽減により通院継続へつながることから、今後も現行事業を継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。

(3) 生活の安定と充実のための施策の推進

現状と課題

障害のある人が地域で安定した生活をするためには、継続的な治療に伴う医療費の負担軽減や重度障害のある人に対して、その障害のために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減として各種手当を支給する必要があります。

これらの制度を必要としている人へ周知を図り、各種制度を適切に運用しています。

施策の方針

①各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当等の各種福祉手当の適切な支給に努めるとともに、受給資格者に対して不利益が生じないように、申請手続きに関する情報提供に努めます。

②障害者手帳取得による優遇措置等の利用促進

障害者手帳取得により受けることができる所得税、市県民税、自動車税などの税の軽減制度やその他公共サービス事業者が実施するサービスについて、手帳交付時のほか、広報やホームページなどにより適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促し、障害のある人やその家族の経済的負担を軽減します。

③心身障害者扶養共済制度の加入促進

障害のある人を扶養している保護者が、死亡または重度障害となったときに、障害のある人の生活安定を図るための制度である群馬県が実施する心身障害者扶養共済制度について、手帳交付時のほか、広報やホームページなどにより適切に制度の周知を行うとともに、加入を促進します。

④公費負担医療制度の周知と利用促進

医療関係機関との連携により、障害者総合支援法に基づく、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の公費負担医療制度の周知を図るとともに、利用促進に努めます。

⑤医療費の助成

障害のある人の健康管理の向上と福祉の増進を図るために、医療給付に係る自己負担額を助成する福祉医療費助成制度については、適切に制度の周知を行うとともに、申請手続きを促し、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図り、制度の充実に努めます。

(4) 精神障害のある人の地域移行の推進

現状と課題

精神科病院に入院中で、居住先や地域での支援が整えば退院が可能な精神障害のある人に対して、地域での支援体制を充実した上で、本人の意向を尊重し、地域で生活できるよう支援していく必要があります。

施策の方針

①精神障害者地域移行支援事業の推進

退院可能な精神障害のある人に対し、本人の意向を尊重した上で、グループホームなどを利用し、地域生活への移行を推進します。

②地域の精神保健体制の充実

精神障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、相談機関である市役所福祉課や保健福祉事務所、相談支援事業所が連携し、地域の精神保健体制の充実に努めます。

(5) 障害のある子どもへの療育支援

現状と課題

身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するためには、保健・医療・福祉・教育関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実に努めることが必要です。

また、障害のある子どもの幼稚園や保育園及び認定こども園での受け入れや保護者の悩みや不安に寄り添える相談支援の充実に努められています。

各種相談支援体制の充実や児童発達支援及び放課後等デイサービスの推進、保育所等への訪問支援による療育支援体制の充実に努めます。

施策の方針

①地域療育相談事業の充実

保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、マザー&チャイルド（集団親子指導）、コンサルテーション（幼稚園等への専門的技術支援）、個別相談等の事業を通じて、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進に努めます。

②障害児通所支援の充実

障害のある子どもが日常生活の基本動作や知識・技能の習得、集団への適応訓練を受けるための児童発達支援や放課後等デイサービスの通所によるサービスの充実を図ります。

③教育活動の推進

自立し、社会参加する資質や能力を育てるために、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流及び共同学習を教育活動全体に位置づけ、計画的、継続的に推進します。

(6) 発達障害のある人への支援

現状と課題

発達障害については、早期発見、早期支援が特に重要とされています。家族や保健・福祉・教育の関係者が早い段階から本人の特性を理解し、適切な対応や支援を行うことが、二次的な問題である不登校やひきこもりの予防につながり、学校、職場等の社会生活における適応力が向上し、その能力を十分に発揮させることも可能となります。

発達障害のある人が、身近な地域でライフステージに合わせた支援が受けられるよう、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、発達障害についての正しい知識の普及啓発を推進します。

施策の方針

①発達障害についての理解促進

発達障害の特性や社会における支援の重要性の理解を促進するため、普及啓発を行います。

②発達障害者支援センターの整備

相談支援、発達支援、就労支援等の総合的かつ専門的な支援を行う機関であることから今後、整備について検討します。

③家族支援の充実

発達障害のある子どもの保護者に発達障害について理解を促し、障害の特性に合った関わり方や子育ての悩みなど、不安の解消を図るための保護者支援（ペアレントサポート）の充実に努めます。

④子ども発達相談事業の充実

発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、また、家庭教育について、個別相談や訪問などを行い、子ども発達相談の充実に努めます。

⑤教育環境の整備

学習障害（LD）^{（※1）}、注意欠如多動性障害（ADHD）^{（※2）}などの児童を対象とする特別支援教育支援員の配置による支援や教材、備品等を充実させ教育環境の向上に努めます。

（※1）学習障害（LD） 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。

LD=Learning Disorders または Learning Disabilities の略

（※2）注意欠如多動性障害（ADHD） 不注意（集中力がない・気が散りやすい）、多動性（じっとしてられない・落ち着きがない）、衝動性（順番を待てない・考える前に実行してしまう）の3つの要素がみられる障害のこと。

ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略

3 保健・医療体制の充実

(1) 保健事業の充実

現状と課題

新生児期に見られる障害のうち、先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実、強化が必要です。この時期に発生する障害で、妊娠中や分娩時の異常に起因するものに対しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるような周産期医療体制の充実が必要となります。さらに乳幼児期における病気や不慮の事故によって起こる障害を未然に防ぐためには、市民や関係者への知識の普及啓発が大切です。

また、脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病が障害の原因になっていると考えられるため、その予防の健康づくりを一層推進していく必要があります。

施策の方針

①障害の発生予防・早期発見施策の推進

障害の発生を予防するため、妊産婦の健康診査や保健指導を行うとともに、乳幼児に対する各種健康診査や相談指導を通じ、障害の早期発見・早期対応を図ります。

②中途障害の発生予防施策の推進

中途障害の発生予防のため、特定健康診査・特定保健指導・健康教育・健康相談の充実により、生活習慣の改善を促し、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防について、正しい知識の普及に努めます。

③高齢期障害の発生予防・早期発見施策の推進

高齢期における骨折等による障害を予防するため、筋力トレーニングなどの転倒予防事業に取り組みます。

また、健康に対する自覚を促すとともに、各種健康診査の充実を図り、障害の原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病の早期発

見に努めます。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりなどにならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

施策の方針

①医療機関との連携

障害のある人が、障害の種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるよう医療機関との連携を図るとともに、利用しやすい医療施設・医療設備の改善と障害のある人への配慮ある対応について、さまざまな機会を通して医療機関へ要請します。

②リハビリテーションの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送る上で必要な機能を維持、回復させるため、個々の障害の状況、ニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療関係機関との連携により提供体制の整備に努めます。

③リハビリテーション機関との連携

障害のある人が、個々の障害の状況やライフステージに応じたリハビリテーションに取り組めるよう、医学的リハビリテーションのほか、老人保健事業や介護保険の地域支援事業と連携し、転倒予防等のリハビリテーション機会を確保します。

(3) 精神保健・医療体制の充実

現状と課題

社会生活環境の変化によるストレス等から、心の健康を損なう人が増えており、うつ病をはじめとした精神疾患は年々増加しています。

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう早い段階から相談指導や治療を受けられる体制整備が重要です。

また、地域で精神障害のある人が安心して暮らすためには、精神科専門医と連携できる体制を整え、精神科の外来医療や救急医療のさらなる充実が必要です。さらに心神喪失状態等により重大な他害行為を行った者に対する継続的で適切な医療の確保も求められており、病状の改善により社会復帰を促進する必要があります。

また、高次脳機能障害のある人への支援として、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリテーション等に関する専門的な相談体制の充実と保健・医療・福祉関係者への理解促進を図る必要があります。

施策の方針

①社会復帰のための支援

精神疾患で入院中の方が、入院生活から離れて地域の中で安心して生活するために、精神保健サービスを主体的に選択・利用できる体制を整備するとともに、精神医療機関に通院している人が早期に社会復帰ができるよう医療機関と連携を行い、個人のニーズに合ったきめ細やかな支援ができるよう努めます。

②精神障害のある人同士の交流機会の充実

精神障害のある人同士が同じ病の経験を共有しながら、その苦しみを分かち合い、寄り添える交流の場としてピアサポート事業の充実に努め、自立生活を支援します。

③精神障害のある人に対する支援の充実

精神障害のある人の社会復帰、社会参加、地域での生活を支援するため、保健福祉事務所、医療機関、教育機関、サービス提供事業所等と連携し、精神障害のある人に対する支援の充実に努めます。

④人材の確保・育成

精神保健福祉士の確保、育成を図るとともに、精神障害のある人の障害の特性を理解したサービス提供者やボランティアの育成に努めます。

⑤精神障害のある人に対する理解の促進

精神障害のある人への誤解や偏見をなくすため、広報やホームページなどを通じて精神障害に対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、こころの健康センターや保健福祉事務所と連携して精神障害のある人に対する理解の促進に努めます。

⑥心の相談事業の充実

保健福祉事務所やこころの健康センターと連携し、精神疾患や心の健康づくりの相談や訪問、指導の充実に努めます。

⑦心の健康づくり対策の推進

社会生活環境の変化によるストレス等から心の健康を損なう人が増加する中で、「健康日本21（第2次）^{（※1）}」や「ふじおか健康21夢プラン（第2次）^{（※2）}」、また、自殺対策基本法などを踏まえ、専門医や保健福祉事務所などの協力を得ながら、心の健康づくりの対策の推進に努めます。

（※1）健康日本21（第2次） 健康増進法に基づき策定された国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。各年齢期に応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたもの。

（※2）ふじおか健康21夢プラン（第2次） 健康増進法や国の健康日本21（第2次）を踏まえた本市における健康づくりを総合的に展開するための指針。健康寿命の延伸を基本目標とし、乳児から高齢者まで各年齢期に応じた疾病の第一次予防である健康づくりの取り組みを推進するもの。

4 雇用の拡大、就労の促進

(1) 雇用の拡大と職場への定着支援

現状と課題

障害のある人が地域でいきいきと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが大切ですが、障害のある人の雇用環境は厳しい状況にあります。

障害のある人が円滑に就労できるよう福祉施策と雇用施策が連携し、障害者雇用の促進に努めることが必要です。また、就労後も障害の特性や就労環境によって、長期にわたる就労が困難な場合もあり、事業者への障害の理解や就労を継続するための支援も求められます。

また、障害のある人の中には、働く意欲があっても年齢や障害の程度・特性などのために就労が困難な人もいることから、このような人が生きがいを持って働ける福祉的就労の場を確保することが必要です。これまで障害福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センターは、障害のある人の就労及び日中活動の場として大変重要な役割を担ってきた機関であり、今後も身近な地域での福祉的就労の場として期待されており、一層の充実が求められています。

施策の方針

①事業者への啓発

公共職業安定所等の関係機関と連携して、事業者に対し障害のある人の雇用に係る助成制度の活用や税制上の優遇措置等の各種制度の周知を図り、障害者雇用についての意識啓発に努めます。

②法定雇用率達成の促進

障害者雇用促進月間を中心に、事業者に対して雇用促進の啓発に努めます。また、関係機関と連携して、法定雇用率達成状況の把握と未達成事業所への協力要請に努めます。

③公共施設業務などへの就労促進

障害のある人の雇用機会を確保するために、事業者への雇用促進を働きかけるとともに、公共施設業務などを活用した雇用機会の創出に努めます。

④支援体制の充実

障害のある人への就労支援は、公共職業安定所や障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、高等特別支援学校など就労・福祉・教育の各分野の関係機関と連携して引き続き行います。

また、就労後も継続して障害のある人からの相談に応じるなど就労支援の充実を図ります。

⑤就労訓練の促進

障害福祉サービス事業者と連携し、就労を希望する障害のある人には、生産活動や職場体験などの機会が得られ、就労に必要な知識や能力向上のための支援が受けられる就労移行支援を促進します。

また、雇用されることが困難な障害のある人には、生産活動やその他の活動の機会が得られ、その知識と能力向上のための支援が受けられる就労継続支援を促進します。

⑥職親委託制度の充実

知的障害のある人の雇用の促進を図るため、生活指導や技能習得訓練を行う職親委託制度を充実させるとともに、制度の周知を図ります。

⑦障害のある人に対する雇用対策

障害のある人に対する雇用対策として、国・県等の支援事業を有効に活用するとともに、国・県等の支援事業の対象とならない事業者に対して、市独自の支援事業である藤岡市障害者雇用促進事業補助金交付制度の周知を図り、障害のある人の雇用対策に努めます。

(2) 福祉施設からの就労と工賃向上

現状と課題

障害者支援施設では、障害のある人が民間企業で就労できるよう、食料品や雑貨等を作成したり、清掃や除草等のサービスを提供する訓練を行っています。それらの物品やサービスの売り上げは、障害のある人の工賃として支払われ、障害のある人の生活の一助となっています。

障害者支援施設で働く環境を充実させ、障害のある人の生活がより豊かになるよう、工賃を向上させることが重要です。

平成25年4月には、障害者優先調達推進法^(※1)が施行され、国や地方公共団体が物品を調達する際、障害者支援施設から優先的・積極的に購入することが推進され、障害のある人の自立の促進が図られています。

施策の方針

①福祉的就労の場の確保

福祉的就労の場を確保するために、地域活動支援センターの充実を図り、社会福祉法人やNPO法人等による就労移行支援や就労継続支援の新規サービス提供事業者の参入促進など、サービス供給基盤の確保に努めます。

②障害のある人の工賃向上のための支援

福祉的就労の場である地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する障害のある人の工賃の向上に向け、事業者に対して、発注の協力要請に努めます。

また、共同で受注・販売促進を行う「共同受注窓口」の利用促進に努めます。

③障害者支援施設等からの物品等の調達方針の策定・推進

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者支援施設等からの物品等の調達に努めます。

(※1) 障害者優先調達推進法 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の略称。以降同様

5 教育・文化芸術・スポーツの充実

(1) 学校教育の充実

現状と課題

障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」のさらなる充実が求められています。

特別支援学級や特別支援学校に在学する障害のある子どもへの対応に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもへの対応も課題となっています。

障害のある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携により適切な教育支援を効果的に行うため「個別の教育支援計画」の作成が求められています。

本市においては、平成26年4月に県立みやま特別支援学校藤岡分校が設置され、翌年の平成27年4月には、藤岡特別支援学校として単独校となり、障害のある子どもが地域で学べる環境が整いました。

今後は、特別支援学校高等部の整備が期待されます。

施策の方針

①特別支援教育の充実

障害のある子どもの自立と社会参加を促進するため、障害の特性や教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実させます。

②教職員の資質・能力の向上

教職員が、障害のある子どもに対する理解を深めるとともに、適切な指導や支援ができるよう研修の一層の推進に努め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

③教育支援の推進

障害のある子どもに対して、早期からの一貫した支援を行い、円滑な就学手続きが実施できるよう、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援の推進に努めます。

④関係機関の連携と充実

教育・福祉・保健・医療等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援の充実を図ります。

⑤特別支援学校高等部の設置

本市においては、平成26年4月に特別支援学校が設置されましたが、障害のある子どもが地域で学び、育つためには特別支援学校高等部の設置も必要です。設置主体である県に対して早期な設置を要請していきます。

(2) 文化芸術活動への参加支援

現状と課題

障害のある人が文化芸術活動に参加することは、文化芸術を身近に感じ、体験することにより、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。

また、創作活動や作品を多くの人に鑑賞してもらうことは、障害の有無にかかわらず、お互いの理解の促進にもつながることから、作品を創作や発表する機会がより多く確保される必要があります。

施策の方針

①文化芸術活動、生涯学習の参加支援

障害のある人が、生涯にわたって文化芸術活動や生涯学習に参加できるよう、関係機関と連携を図り、活動や学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 障害者スポーツの振興

現状と課題

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現とスポーツを通じて多くの人と知り合い、社会参加にもつながります。

本市においては、藤岡市障害者スポーツ大会の支援を行い、障害のある人がスポーツを通じた自己実現と交流の機会に努めています。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、障害者スポーツの注目度が高まりつつある中、障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの個性やニーズに応じた活動を楽しめる環境づくりを行い、スポーツの普及を図っていくことが必要です。

施策の方針

①スポーツ・レクリエーションの振興

障害のある人の生きがいのある充実した生活の実現に向けて、障害のある人が有意義な余暇活動を行えるよう、スポーツ・レクリエーションのさらなる振興を図り、幅広い市民の協力や参加を促進します。

②社会参加のための移動支援の充実

日常生活における余暇活動等において、障害のある人が円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実を図り、社会参加の支援に努めます。

6 意思疎通環境の充実

(1) 情報提供

現状と課題

数多くの障害福祉制度について、障害のある人やその家族に広報し、活用してもらえよう、情報を提供することが重要です。

障害の特性により取得できる情報も違うため、障害の特性に適した手段により、情報を提供することが必要となってきます。

障害のある人がより多くの情報を取得できるよう、積極的に情報提供を行うとともに、点字や手話等による情報提供手段の充実が必要です。

施策の方針

①「障害者福祉制度のごあんない」の配布

県が作成した障害のある人のための各種制度や相談窓口をまとめた冊子「障害者福祉制度のごあんない」を配布するとともに、窓口での説明に努めます。

②障害の特性に応じた情報提供

障害のある人の中では、情報を取得する方法が異なるため、障害の特性やニーズに応じ、各種媒体による情報提供に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーションの意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業において、意思疎通支援の強化が図られました。障害に応じた適切な意思疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成及び派遣を行い、県立点字図書館、県聴覚障害者コミュニケーションプラザと連携し、充実を図っています。

施策の方針

①手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話奉仕員養成

聴覚障害等によりコミュニケーションに支援を必要とする人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活や社会参加に必要な情報収集や意思疎通の支援を行うとともに、手話奉仕員養成講座の必要性を周知し、人材確保に努めます。

②視覚障害のある人への情報支援用具の拡充

視覚障害のある人に対しては、音声の広報等を通じた各種情報の提供と日常生活用具の情報意思疎通支援用具の拡充に努めます。

③人材の確保

障害の特性に応じた適切な意思疎通ができるよう手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の派遣について、県聴覚障害者コミュニケーションプラザや県立点字図書館と連携して人材の確保に努めるとともに、これら養成講座等の必要性を周知し、人材確保に努めます。

7 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくり推進

現状と課題

県では、平成15年3月に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが自立した日常生活を営み、積極的に社会活動に参加できるよう取り組みを進めています。

また、平成18年12月に施行されたバリアフリー法^(※1)により、不特定多数の人が利用する特定建築物や道路、公園等の公共施設のバリアフリー化が図られつつありますが、より安全に安心して施設を利用できるよう、さらなるバリアフリー化を推進します。

施策の方針

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解促進

誰もが自然に助け合える意識の醸成を促進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するために、「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン^(※2)」についての正しい知識の普及を図るとともに、その理念についての理解促進に努めます。

②道路、公園等の公共施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

障害のある人に限らず、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるよう、道路、公園等の公共施設の整備にあたってはバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

③情報環境のバリアフリー化

IT講習会の開催などにより、障害のある人のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。

(※1) バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の略称

(※2) ユニバーサルデザイン 全ての人にとって使いやすいようにつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

また、広報はもとより、市内の情報環境のさまざまな場面で、文字情報だけでなく図や絵を用いるなどユニバーサルデザインによる情報提供に努めます。

④生活に配慮したバリアフリー化の推進

市営住宅の新築や増改築については、平成25年3月に施行の「藤岡市市営住宅等整備の基準に関する条例」に基づき、障害のある人へ配慮したユニバーサルデザインによる住宅整備を進めます。

⑤住宅改造への支援

障害のある人が在宅で安心して生活を送ることができるよう、住宅の一部を改造する費用の一部を助成する住宅改造費補助事業など、各種制度を周知するとともに、利用促進を図ります。

(2) 防災対策の推進

現状と課題

障害があることによる要配慮者のうち、避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れにより、被害を受けることが多く、避難にあたり特に支援を必要とします。

災害発生時に避難行動要支援者を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておく必要があります。

また、避難所にはさまざまな人が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

施策の方針

①災害時の情報提供

地震等の災害時に障害のある人の人命の安全が確保できるよう、避難場所等に係る情報提供を積極的に行います。

②障害のある人に配慮した地域避難誘導體制の整備

障害のある人に配慮した、消防、警察、近隣の住民からなる地域の避難誘導體制の整備を促進します。このため個々の情報を基に、障害の状況に応じた個別の避難プランを策定します。

③個人情報の保護

支援が必要な障害のある人に関する個人情報の共有に関しては、プライバシー保護の観点から、地域や支援者との十分な検討を行います。

(3) 防犯対策への配慮

現状と課題

障害のある人を標的にした悪徳商法など、障害のある人が犯罪に巻き込まれることが多くなっています。防犯知識の周知や防犯に関する情報提供を行うとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みの充実が求められています。

施策の方針

①悪質訪問販売などの情報提供

知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人が、悪質訪問販売などの消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供を行います。

(4) 交通・移動対策の推進

現状と課題

障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。公共交通機関の移動の円滑化を図ることは重要であり、路線バスや駅周辺のバリアフリー化を進める必要があります。

また、ショッピングセンターや公共施設等では、国際シンボルマーク（車いすマーク）のある車いす使用者用駐車施設の設置が進んできましたが、障害のある人が駐車できないこともあるため、群馬県が平成21年8月に

制度化した「思いやり駐車場利用証制度」を推進し、車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進します。

施策の方針

①交通・移動対策の推進

障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、駅周辺のバリアフリー化など、安全で使用しやすい交通アクセスの確保及び交通・移動対策の推進に努めます。

②思いやり駐車場利用証制度の推進

障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦のうち、交付基準に該当する人へ、思いやり駐車場利用証を交付し、車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進するとともに、制度の周知に努めます。

第5章 計画推進のために

第5章 計画推進のために

1 実施計画

計画の実施にあたっては、諸施策の着実な推進を図るため、障害者総合支援法に基づく、具体的な施策目標及びその達成期間を定めた障害福祉計画を策定し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況を継続的に調査します。

2 連携・協力の確保

本計画を総合的、計画的に推進するため、藤岡市が主体となり、県と連携を図りつつ計画を推進します。

また、市内における均衡あるサービス水準の実現を図るため、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図るとともに、地域福祉推進の観点から、障害者団体、民間団体、医療関係機関等との連携・協力を推進します。

3 地域福祉推進基盤の確立

高度情報化、少子高齢化、核家族化の進展などにより、近隣や地域のコミュニティ機能が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会の形成に向けて、社会福祉協議会の活動及びボランティア活動をより一層支援し、地域福祉推進基盤の確立をめざします。

4 担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネートを行うための専門的人材の確保が必要です。このため、今後、多様化・高度化する福祉へのニーズに的確に答えられるマンパワーの確保に努めるとともに、日常生活における生活支援ボランティアの発掘・養成に努めます。

5 計画の評価・管理

「藤岡市障害者福祉事業推進委員会」を核として、障害者団体との意見交

換やニーズの把握を通じて施策・事業についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

また、障害のある人の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など障害のある人のニーズや社会経済状況を踏まえて、必要に応じ計画を見直すなど弾力的な運用を行うよう努めます。

資料編

資料1 藤岡市障害者福祉事業推進委員会設置規程

(目的)

第1条 身体障害児（者）、知的障害児（者）及び精神障害児（者）（以下これらを「障害者」という。）の福祉行政を長期的に推進するため、関係団体と緊密な連絡を確保し、総合的かつ効果的な福祉事業を遂行するため、藤岡市障害者福祉事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は市長の諮問により、次の各号に掲げる事項を協議すると共に答申するものとする。

- (1) 障害者の福祉に関する情報の集収に関すること。
- (2) 障害者の福祉に係る施策、事業の企画調整及び推進に関すること。
- (3) その他障害者福祉事業達成のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は12人とし、次の各号に定める者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市社会福祉協議会役員
- (3) 民生児童委員
- (4) 心身障害児者団体等連絡協議会役員
- (5) 藤岡保健福祉事務所職員
- (6) 市職員

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。

2 役職によって選出された委員の任期は、その職を辞したときは終了する。後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長等)

第5条 委員会は委員の互選により、会長、副会長各1名を置き、会長は委員会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職を代理する。
- 3 委員会の事務局は福祉事務所に置き、事務局長は福祉事務所長をもって充てる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、藤岡市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第79号）の定めるところによる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第4号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第58号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

藤岡市障害者福祉事業推進委員名簿

	役職名	委員氏名
1	藤岡市社会福祉協議会会長	青木 耕
2	藤岡市福祉事務所嘱託医	山崎 恒彦
3	藤岡多野医師会	相原 芳昭
4	藤岡市民生委員児童委員協議会会長	小峯 昭
5	藤岡市民生委員児童委員協議会副会長	佐藤 敏男
6	藤岡市民生委員児童委員協議会理事	田中 和子
7	藤岡市心身障害者団体等連絡協議会会長	笠原 榮
8	藤岡市心身障害者団体等連絡協議会副会長	中島 正明
9	藤岡市心身障害者団体等連絡協議会副会長	高木 方
10	藤岡市心身障害者団体等連絡協議会	金澤 玲子
11	藤岡保健福祉事務所長	奥野 幸二
12	藤岡市健康福祉部健康づくり課長	小島 陽子

資料2 藤岡市障害者計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 藤岡市障害者計画（以下「計画」という。）の策定に際し、庁内の連携と調整を図り、計画の策定を支援するため、藤岡市障害者計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する庁内の連携及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定の支援に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員16名をもって組織する。

- 2 委員長には、健康福祉部長を、副委員長には、健康福祉部健康づくり課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、検討会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が認めるときは、検討会議の会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の業務に関する事務を処理させるため、健康福祉部福祉課に事務局を置く。

- 2 事務局は、健康福祉部福祉課の職員から指名された者をもって構成する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、検討会議で協議のうえ、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

別表（第3条関係）

	職 名
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部健康づくり課長
委員	企画部企画課長
委員	企画部自治交流課長
委員	企画部財政課長
委員	総務部職員課長
委員	総務部地域安全課長
委員	市民環境部保険年金課長
委員	健康福祉部介護高齢課長
委員	健康福祉部子ども課長
委員	経済部商工観光課長
委員	都市建設部土木課長
委員	都市建設部建築課長
委員	都市建設部都市計画課長
委員	鬼石総合支所住民サービス課長
委員	教育委員会学校教育課長
委員	教育委員会生涯学習課長
委員	教育委員会スポーツ課長

藤岡市障害者計画策定庁内検討会議委員名簿

	職 名	氏 名
委員長	健康福祉部長	茂木 努
副委員長	健康福祉部健康づくり課長	小島 陽子
委員	企画部企画課長	酒井 昭仁
委員	企画部自治交流課長	福井 保次郎
委員	企画部財政課長	鈴木 伸生
委員	総務部職員課長	村木 道生
委員	総務部地域安全課長	植野 博
委員	市民環境部保険年金課長	新井 英男
委員	健康福祉部介護高齢課長	鈴木 隆
委員	健康福祉部子ども課長	中島 誠
委員	経済部商工観光課長	秋山 弘和
委員	都市建設部土木課長	酒井 哲夫
委員	都市建設部建築課長	高山 文夫
委員	都市建設部都市計画課長	秋山 悟
委員	鬼石総合支所住民サービス課長	佐藤 明雄
委員	教育委員会学校教育課長	吉崎 仁
委員	教育委員会生涯学習課長	鈴木 茂信
委員	教育委員会スポーツ課長	山口 善弘

資料3 計画の策定経緯

年月日	経緯
平成28年	
7月5日	藤岡市障害者自立支援協議会 ・第3次藤岡市障害者計画（案）について
7月12日	第1回藤岡市障害者計画策定庁内検討会議 ・第3次藤岡市障害者計画（案）について
8月18日	第2回藤岡市障害者計画策定庁内検討会議 ・第3次藤岡市障害者計画（案）について ・障害者福祉に関するアンケート調査について ・藤岡市障害者自立支援協議会からの意見について
9月7日～30日	障害者福祉に関するアンケート調査
10月6日	第3回藤岡市障害者計画策定庁内検討会議 ・第3次藤岡市障害者計画（案）について ・障害者福祉に関するアンケート結果について
11月14日	藤岡市障害者福祉事業推進委員会 ・第3次藤岡市障害者計画（案）について
11月15日～ 12月14日	パブリックコメント
12月22日	藤岡市障害者福祉事業推進委員会 ・第3次藤岡市障害者計画（案）パブリックコメントの結果について ・第3次藤岡市障害者計画（案）の諮問について
平成29年	
1月13日	藤岡市障害者福祉事業推進委員会 ・第3次藤岡市障害者計画（案）の答申について

私たちの身の回りには、さまざまなマーク（サイン）があります。表示されているマークにはそれぞれ意味があり、国際的に定められたものや各障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークが持つ意味を正しく理解して、心のバリアフリーに努めましょう。

【障害者のための国際シンボルマーク】



このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。1969年に国際リハビリテーション協会の総会で採択されたもので、国際的に認知されています。

【盲人のための国際シンボルマーク】



このマークは、世界盲人連合が1984年に採択したもので、国際的に認知されています。視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられているマークで、信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに設置・添付されています。

【聴覚障害者の国際マーク】



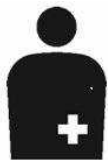
このマークは、世界ろう連盟が1979年に制定したもので、国際的に認知されています。定期刊行物やポスターに使用されており、また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

【ほじょ犬マーク】



このマークは、厚生労働省が作成した身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのものです。補助犬は、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の総称です。身体障害者補助犬法の施行により、スーパーや飲食店などの一般的な施設にも補助犬が同伴できるようになりました。

【オストメイトマーク】



このマークは、公益社団法人オストミー協会が独自に提唱しているもので、多目的トイレにオストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）のための設備があることを示しています。外見上、身体障害者であることがわかりにくいオストメイトが、多目的トイレなどを利用しやすくするため、トイレの入口に表示します。

【ハート・プラスマーク】



このマークは、特定非営利活動法人ハート・プラスの会が独自に提唱しているもので、「身体内部に障害を持つ人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、免疫機能など）に障害を持つ方は、外見上わかりにくいいため、このマークによって周囲からの理解を求め、内部障害者、内部患者が快適に暮らせる環境を整備しようとするものです。

第3次藤岡市障害者計画

平成29年3月

発行 藤岡市 健康福祉部 福祉課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須327番地

電話 0274-40-2384

FAX 0274-22-5592

Eメール hukushi2@city.fujioka.gunma.jp
